

## 裁 決 書

### 審査請求人

住 所 名古屋市中区丸の内3丁目7番9号  
チサンマンション丸の内第2 303号室  
氏 名 特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新 海 聰

上記審査請求人から令和元年5月16日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく行政文書不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

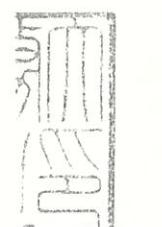
- 平成31年2月15日付け法務省刑国第158号において、法務大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を変更し、原処分のうち、別表6に記載する部分を開示する。
- その余の不開示事部分については、本件審査請求を棄却する。

### 事 案 の 概 要

- 審査請求人は、平成29年7月12日受付の行政文書開示請求書をもって法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対し、法第3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる各文書について開示請求を行い、これに対して処分庁が、本件開示請求に係る対象文書を特定し、そのうち、同年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け法務省刑国第607号によりそれ一部開示決定を行い、別紙の2に掲げる各文書について、法第9条第2項の規定に基づき、同日付け法務省刑国第608号により不開示決定を行ったところ、審査請求人が同不開示決定に対して不服を申し立て、平成30年3月26日、審査請求を行った。
- 処分庁は、平成31年2月7日付け法務省刑国第135号の裁決において、同不開示決定については理由の提示に不備があったとしてこれを取り消し、同月15日付け法務省刑国第158号により原処分を行った。
- 本件は、審査請求人が原処分に対して不服を申し立て、令和元年5月16日、審査請求がなされたものである。

### 不 服 の 要 旨

- 審査請求の趣旨



法第3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月15日付け法務省刑国第158号により処分庁が行った原処分を取り消すとの決定を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書並びに意見書1及び意見書2によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 審査請求書

原処分は、次の理由により違法である。

#### ア 法5条3号及び5号に該当しないこと

本件対象文書は、法5条3号及び5号、又は3号のみ、5号のみを理由として不開示としているが、いずれも以下の理由で各号に当たらない。

#### イ F A T F 、 F A T F に加盟している35か国・地域及び2つの国際機関は積極的に情報公開を行っていること

F A T F は、活動について毎年 Annual Report を作成するだけでなく、年1回行う会議の議題と結果を全てホームページに掲載している。

また、加盟している35か国・地域及び2つの国際機関についても、ホームページなどで情報公開を行っている。加えて、少なくとも、財務省、警察庁、金融庁、外務省、首相官邸及びO E C D 日本政府代表部の各ホームページにF A T F 関連ページがあり、少なくとも、結果については既に公表されている。

以上のとおり、既に多くの情報は公にされているのであって、本件対象文書についてのみ、法5条3号、5号に該当することについての合理的な説明はない。

#### ウ 会合文書について「加盟国は対外的に公表しないことを求められている」とする根拠がないこと

処分庁は、「対外的に公表しないことを求められている」とする具体的な根拠を示していない。

#### エ 会合文書に関連して我が国において作成された文書について「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

根拠がない。そもそも本件対象文書は、平成25年度ないし平成29年度のF A T F 関連文書であり、国際間で協議中であればまだしも、協議が終了した後まで非公開にすることによって、どのような混乱が国民の間に生じるのか理解不能である。

#### オ 他の加盟国等との協議等に係る文書等について「対外的に公表されないことを前提」の根拠がないこと

処分庁は、「対外的に公表されないことを前提」という具体的な根拠を示していない。

### (2) 意見書1

#### ア 該当文書の公開が法5条3号及び5号の支障発生の根拠となるという主張には合理性がないこと

##### (ア) 今回、原処分の内容が特定されたが、なぜ該当文書の開示が法5条3号及び5号に該当するかについての説明には合理性がない。

##### (イ) F A T F 、 F A T F に加盟している35か国・地域及び2つの国際機関は積極的に情報公開を行っていることから、少なくとも既に公表されている部分は、



法の趣旨にのっとり公表すべきである。

(ウ) 会合文書について「加盟国は対外的に公表しないことを求められている」とする根拠がないこと

諮問庁は理由説明書の中で「FATF事務局により作成された会合文書は、「For Official Use」と明記されている。」「つまり、加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められている」としている。

しかし、上記の文書は論理的には繋がっていない。

特定書籍によれば、FOUOについて以下述べている。

国家の安全に影響はないが、公開することが不適正な情報はSBU (Sensitive But Unclassified)と一般に呼ばれ、FOUO (For Official Use Only)、LOU (Limited Official Use)などと称されることがある。ほとんどのSBUは個別の法律で定義されているが、FOUOは各省庁の方針で決められている。これらの情報はFreedom of Information Act (FOIA) の除外項目になっている。ただし、自動的に不開示となるのではなく、その情報が9つの除外カテゴリーのいずれかに入り、合法的な目的のために不開示にする、ということが確認できなければならない。SBUの管理は各省庁に任されていて、「機密指定 (classified)」を受けた情報とは完全に区別している。

これを見ても、「加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められている」わけではない。

さらに、仮に「対外的に公表されないことを前提として記載された加盟国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報を含む」が対象情報に含まれていたとしても、その部分のみ不開示にすればよいだけであり、他の記載部分まで不開示にする合理性はない。

(エ) 会合文書に関連して我が国において作成された文書について「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

諮問庁は理由説明書の中で「会合文書に関連して我が国において作成された文書は、対外的に非公表となる会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関係省庁間の検討等の情報を含んでいるほか、他の加盟国等との協議等に係る文書等も、対外非公表を前提とした加盟国等における同分野の専門家等による率直な意見交換や、FATF事務局等による作成段階の文書、省庁間における未成熟な段階の議論等を内容とする文書」であり、「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるとしている。



しかし、上記のおそれはない。

本件対象文書は、平成25年度ないし平成29年度のFATF関連文書である。国際間で協議中であればまだしも、協議が終了した後まで非公開にすることは、法の趣旨に反するし、法5条3号、5号又はその両方に該当するものではない。

(オ) 既に終わった協議に関する文書について「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

諮詢庁は理由説明書の中で「不開示にした文書は、過去に行われた協議に関するものであっても、現在実施中の日本を含む各国の第4次相互審査に関する議論や、加盟国におけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報等、継続中の交渉や施策についての内容を含んでおり」、「これらが公になることにより、国際枠組みにおける議論の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後の第4次相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれ」があるとしている。

しかし、上記のおそれはない。

諮詢庁の言い分を認めてしまうと、半永久に文書が公開とならなく、法の趣旨に反する。また、「省庁間における未成熟な段階の議論」は、過去、特定秘密の保護に関する法律（以下「秘密保護法」という。）の省庁間の議論を情報公開請求した際、国会上程後は公開された。裁判を行ったところ、最高裁でもそのように確定した。仮に現政権になり、「省庁間における未成熟な段階の議論」を公開しないように情報公開度を後退させたとしたのであれば、法の趣旨に反する。

#### イ 結論

上記より、原処分の法5条3号、5号又はその両方に該当するとした判断は違法である。

(3) 意見書2（添付書類は省略する。）

ア 補充理由説明書のうち、以下（ア）ないし（オ）については争わない。

（ア）同説明書の1（1）記載に係る平成25年度の番号2の文書の大蔵署名及び印影部分

（イ）同説明書の1（2）記載に係る文書中の財務省の電話番号及びFAX番号

（ウ）同説明書の1（5）記載に係る各文書中の警察庁の係長級の職員に関する情報

（エ）同説明書の1（9）記載に係る平成25年度の番号76の文書中の電話番号に関する情報

（オ）同説明書の1（14）記載に係る法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書（メール、FAX、事務連絡等）中のメールアドレス、電話番号等の連絡先に関する情報及び電子メールに関する情報



イ 同説明書の2記載に係る新たに開示する部分については、開示されておらず、同説明書の記載が正しいのかどうか、新たに開示する部分が法各条に該当しているのか判断できないことから、開示された上で再度意見書を求める。

ウ F A T F 情報は当時から公になっていること

(ア) 日弁連国際刑事立法対策委員会が「国際刑事立法対策ニュース」でF A T Fについて以下の記事を掲載している。

- ・ 2013. 3. 1 No. 19
- ・ 2014. 1. 1 No. 20
- ・ 2014. 6. 1 No. 21
- ・ 2014. 12. 1 No. 22

(イ) 腐敗のない世界の実現を目指す国際NGOであるTransparency Internationalが以下の記事を掲載している。

- ・ 2015年11月27日 TIがG20の資金洗浄対策への加盟国の取り組みについて報告書を発行
- ・ 12 November 2015 JUST FOR SHOW? REVIEWING G20 PROMISE
- ・ JAPAN BENEFICIAL OWNERSHIP TRANSPARENCY (2015)

エ 同説明書の1(3)記載に係る平成25年度の番号89の文書について

「F A T F会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となる」については、上記意見書1のア(ア)ないし(エ)のとおり、既に公開しているから非公開の理由はない

オ 同説明書のうち、以下(ア)ないし(キ)については、上記意見書1のア(オ)のとおり、法5条3号、5号又はその両方に該当するものではない。

(ア) 同説明書の1(4)記載に係る平成25年度の番号33、37、73、115、133及び134、平成26年度の番号33及び68、平成27年度の番号28、36、47、65、85及び100並びに平成28年度の番号32、51及び86の各文書

(イ) 同説明書の1(6)記載に係る平成25年度の番号68の文書

(ウ) 同説明書の1(7)記載に係る平成25年度の番号25の文書

(エ) 同説明書の1(10)記載に係る平成25年度の番号99の文書

(オ) 同説明書の1(11)記載に係る平成26年度の番号32、67及び91、平成27年度の番号45、75及び109並びに平成28年度の番号6、34、52及び87の各文書について

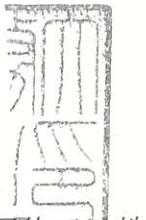
(カ) 同説明書の1(12)記載に係る平成26年度の番号38の文書

(キ) 同説明書の1(14)記載に係る法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書(メール、FAX、事務連絡等)中のF A T F対応に係る文書

カ 同説明書の1(8)記載に係る平成25年度の番号53の文書について

「F A T Fハイレベル使節団来日スケジュールの変更について関係府省庁において共有した文書」は、明らかに法5条6号柱書にも該当しない。

今から9年前の外国使節団のスケジュール変更の情報は、いかなる意味でも「国



の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他該事務又は事業の性質上、当該事務又は当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しない。

キ 同説明書の1（13）記載に係る平成29年度の番号6及び番号8の各文書について、「当該文書の決裁・供覧欄」は、法5条6号柱書きにも該当しない。

ク 結論

上記より、原処分の法5条3号、5号又はその両方に該当する、6号にも該当するとした判断は違法である。

### 裁 決 の 理 由

#### 1 新たに開示する部分について

原処分のうち、令和4年1月28日付け事務連絡添付の補充理由説明書の2において新たに開示することとした部分（本裁決書別表6に記載する部分）については、開示することが妥当である。

なお、同補充理由説明書別表記載のうち、平成27年度番号36の開示する部分については、開示対象箇所に誤りがあったことから、以下（1）から（6）のとおり修正する。

- (1) 61枚目とあるのを60枚目に修正する。
- (2) 63枚目とあるのを62枚目に修正する。
- (3) 68枚目とあるのを67枚目に修正する。
- (4) 74枚目とあるのを73枚目に修正する。
- (5) 76枚目とあるのを75枚目に修正する。
- (6) 78枚目とあるのを77枚目に修正する。

#### 2 別表6に記載する部分を除く不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について

（1）本件対象文書は、①法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書、②金融作業部会（FATF）関係に係る会合文書、③FATF事務局又は他国が作成した文書、④FATF会合に関連して我が国において作成された文書、⑤関係省庁間の協議に係る内容が含まれる文書、⑥法務省内の関係部局間の協議に係る内容が含まれる文書、⑦FATFに提出する資料等及び⑧他の加盟国等との協議等に係る文書等で構成される文書である。

以下、不開示理由ごとに、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

（2）別表1ないし別表5（以下、併せて「別表」という。）の不開示理由①の文書（別表1の番号1、7、9ないし13、16、29ないし31、38、39、41、44、46、47、63ないし65、75、77、78、83、84、87、88、90、92ないし105、110、113、114、120、122、125及び131、別表2の番号2、4ないし6、9ないし19、26、28ないし30、32、34ないし38、46、53、63ないし67、69ないし71、83ないし85、89及び91、別表3の番号1、3、5、19、22ないし25、39、4



1、42、45、66ないし71、73ないし75、95、109及び113ないし118、別表4の番号6、8、17、26、33ないし36、40、42、52、87及び89ないし91並びに別表5の番号6及び8ないし10の各文書)

ア 別表1の番号1の文書は、別表6の通番1に掲げる部分を除き、FATFに関する関係府省庁の局長級会議の結果概要、配布資料及び連絡文書である。

別表1の番号7の文書は、別表6の通番3に掲げる部分を除き、FATFに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要及び連絡文書である。

別表1の番号9の文書は、別表6の通番4に掲げる部分を除き、FATFに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要及び連絡文書である。

別表1の番号29の文書は、FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会（第1回）合同会議の資料である。

別表1の番号31の文書は、FATFハイレベル使節団の訪日対応等に向けた局長級会合における関係府省庁幹部の発言要領案及び連絡文書である。

別表1の番号38の文書は、別表6の通番8に掲げる部分を除き、FATFに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要及び配布資料等である。

別表1の番号39の文書は、警察庁が提出する法案についての説明会の結果概要、配布資料及び連絡文書である。

別表1の番号87の文書は、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会の資料の一部である。

別表1の番号92の文書は、①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会合同会議の資料及び②顧客管理ワーキンググループの資料である。

別表1の番号104の文書は、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会第3回の資料である。

別表2の番号10の文書は、①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議及び②国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会に関する資料である。

別表2の番号34の文書は、別表6の通番26に掲げる部分を除き、FATFに関する関係府省庁の局長級会合に関する資料及び連絡文書である。

別表3の番号113の文書は、FATF関係省庁連絡会議の会議資料等及び連絡文書である。

別表4の番号90の文書は、FATFに関する課長級会合の資料及び連絡文書である。

別表4の番号91の文書は、FATF関係省庁連絡会議の資料等である。

別表5の番号6の文書は、決裁・供覧欄のあるFATF関係省庁実務者会議の結果概要及び配布資料である。

別表5の番号8の文書は、決裁・供覧欄のあるFATF関係省庁連絡会議の結果概要及び配布資料である。

(ア) これを検討するに、当該各文書の不開示維持部分は、関係府省庁間で開催した会議に関する文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、FATFの主要課題等への対応方針についての具体的かつ詳細な検討内容又は検討



内容についての推認が可能となる情報等が記載されている。

そうすると、これらを公にすることにより、FATFの主要課題等への対応に係る国の機関の内部における未成熟な段階の議論が明らかになり、同内部における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後のFATFの相互審査等への対応に向けた政策調整を阻害するおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号7、9、31及び39、別表2の番号34、別表3の番号113並びに別表4の番号90の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容の記載とともにFATF対応に係る担当者の氏名の記載があり、これらを公にすることにより、FATF対応に係る体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかとなり、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれや、国の機関における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、結果として今後のFATF対応に係る事務や他の業務に支障を及ぼし、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表5の番号6及び8の各文書のうち、当該各文書を供覧した旨の記載について検討するに、当該部分には、法務省刑事局特定部署の職名及び職員個人の署名又は印影の記載等があり、これらを公にすることにより、FATF対応に係る体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかとなり、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれがあり、結果として今後のFATF対応に係る事務や他の業務に支障を及ぼし、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号10及び47の各文書は、関係府省庁からのFATFのICRG (International Co-Operation Review Group、国際協力レビューグループ。以下同じ。) におけるリスト掲載国への措置報告書案等及び連絡文書である。

別表1の番号90の文書は、FATF勧告24及び25の事前審査書案及び連絡文書である。

別表1の番号96の文書は、関係府省庁からのFATFのESE (Effective Supervision and Enforcement、効果的な監督と執行) に関する報告書案及び連絡文書である。

別表1の番号100、別表2の番号2及び66、別表3の番号5及び19並びに別表4の番号17の各文書は、関係府省庁からの非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告案等及び連絡文書である。

別表2の番号65の文書は、FATF全体会合におけるステートメント案（声明案）及び連絡文書である。

別表2の番号69の文書は、今後のFATF全体会合におけるフォローアップ



報告に係る文書及びこれに添付されたFATF議長との意見交換に関する文書並びに連絡文書である。

別表2の番号89及び別表3の番号1の各文書は、関係府省庁からのFATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査の質問票に対する回答案及びFATF参加国からの回答を取りまとめたFATFのロゴマークが付されている文書並びに連絡文書である。

別表3の番号3の文書は、関係府省庁からのFATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査（追加）の質問に対する回答案及び連絡文書である。

別表3の番号95の文書は、関係府省庁からのテロ資金供与に関する質問票及び連絡文書である。

別表3の番号114ないし118、別表4の番号89並びに別表5の番号9及び10の各文書は、FATF第4次相互審査に係るTC（技術的遵守状況）の自己審査に関する文書及び連絡文書である。

別表4の番号26の文書は、関係府省庁から送付されたFATF事務局からの実質的所有者に関する質問票及び連絡文書である。

別表4の番号35の文書は、FATFの重要勧告への対応表等及び連絡文書である。

別表4の番号36の文書は、FATF事務局からの第3次対日相互審査における指摘への対応に関してFATF事務局に行う説明案及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局への対応に係る文書等であり、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該各事項に対する対応及び回答等について、法務省等における修正及び意見等の記載がある。

これらを公にすることにより、FATF事務局への対応に係る関係府省庁間における未成熟な段階の検討及び議論等が明らかになり、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後のFATFの相互審査等への対応に向けた政策調整を阻害するおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、各連絡文書について検討するに、当該各部分には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号69の文書のうち、FATF議長との意見交換が記載された文書について検討するに、

a 当該部分には我が国の交渉上の力点や我が国の取組に関する他国の評価等が記載されている。

b 一般的に、国際会議や二国間協議においては、我が国の国益と他国や関係国等の利益を勘案し、様々な駆け引きを通じて、我が国にとって最善の外交政策が実現できるよう、率直かつ慎重に意見交換が行われており、そのため、各国の立場等に係る我が国独自の推測、評価等及び協議に向けて我が国が内部向けに準備した交渉の進め方に関する資料については通例公にしないものである。



- c また、交渉過程で他国から独自に入手した情報については、通常、相手側との関係で公開を前提とはしていないものであり、相手国も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。
  - d そうすると、当該部分を公にすると、我が国が相手国から得た情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (エ) 別表2の番号89及び別表3の番号1の各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書については、FATF事務局が作成した文書であり、これを公表することにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、以下、検討する。
- a FATFとは、薬物犯罪に関するマネー・ローンダリング対策等のため、1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、日本は設立当初からのメンバーであって、1995年のハリファックス・サミットの議長声明では、国際的な組織犯罪対策として、薬物犯罪だけではなく重大犯罪に関するマネー・ローンダリング対策も必要であるとされ、現在まで、マネー・ローンダリング対策についての国際基準（FATF勧告）の策定やメンバー間の勧告遵守状況に係る相互審査等の各取組を行っており、条約に基づく恒久的な国際機関ではないものの、「国家間の合意に基づき特定の目的を達成するため複数の国家を構成員として設立される機関等」である。  
上記各サミットの経済宣言及び議長声明（仮訳を含む。）が参加国の合意に基づくものであること等を踏まえれば、FATFの設立に関して国家間の合意があったものと解されることから、FATFは法5条3号の国際機関に該当すると認めることが相当である。
  - b FATFが作成した文書については、
    - (a) FATF事務局が作成した照会、確認依頼等についての文書は、最終的にはFATF会合の資料として使用されるものであり、FATF会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となるのであって、FATF事務局が非公開を前提としている文書を公にすると、FATFとの信頼関係が損なわれるおそれがある。
    - (b) また、FATF会合における議論の結果を踏まえて作成された文書については、たとえそれが直接FATF会合の資料として使用されていないものであったとしても、当該文書を作成した目的（議論の結果の確認及び共有）及びFATFの意思決定過程等を考慮すると、これを公にすると、FATFとの信頼関係が損なわれるおそれがある。
    - (c) ただし、FATF会合等における議論の結果を踏まえて作成された文書のうち、FATF事務局が公表している報告書（別表6の通番14及び31）そのものについては、新たに開示することとしたものである。
  - c これらを総合すると、当該各文書は、これらを公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることに



つき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号11の文書は、別表6の通番5に掲げる部分を除き、関係府省庁からのFATF対応についての作業工程表の作成に関する文書及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記(イ)に掲げる部分を除き、法務省におけるFATF対応に関する検討事項及びその目標時期等の記載があり、これらを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 別表1の番号12の文書は、第6次フォローアップ報告書案の骨子等及び連絡文書である。

別表1の番号13の文書は、第6次フォローアップ報告書案等及び連絡文書である。

別表1の番号16の文書は、第6次フォローアップ報告書案及び連絡文書である。

別表1の番号99の文書は、別表6の通番16に掲げる部分を除き、第8次フォローアップ報告書案等及びその参考資料並びに連絡文書である。

別表1の番号102及び103の各文書は、第8次フォローアップ報告書案等及び連絡文書である。

別表2の番号18の文書は、第9次フォローアップ報告書案及びその検討に用いた第8次フォローアップ報告書等並びに連絡文書である。

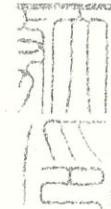
別表2の番号53の文書は、第10次フォローアップ報告書及びその検討に用いた第9次フォローアップ報告書等並びに連絡文書である。

別表2の番号70の文書は、第11次フォローアップ報告書案及びその検討に用いた第10次フォローアップ報告書等並びに連絡文書である。

別表3の番号25の文書は、第12次フォローアップ報告書案及びその検討に用いた第11次フォローアップ報告書等並びに連絡文書である。

別表3の番号66の文書は、第13次フォローアップ報告書案並びにその検討に用いた第12次フォローアップ報告書及び第13次フォローアップ報告書並びに連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、数次のフォローアップ報告書案等の作成等に関する一連の文書であり、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、FATF事務局に提出されるまでの間に関係府省庁間において協議及び検討を行い作成された当該報告書の素案等であり、法務省等の修正及び意見等に関する記載もあることから、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。



(イ) 当該各文書のうち、各連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号18、53及び70並びに別表3の番号25及び66の各文書のうち、フォローアップ報告書（英文の確定版）については、我が国が作成し、FATF事務局に提出するものであるが、最終的には、FATF会合の資料として使用されるものであり、FATF会合が原則非公開とされているところ、FATF事務局が非公開を前提としている当該報告書を我が国がFATF事務局の了解を得ることなく公にすると、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある。

これを検討するに、各フォローアップ報告書には、これらを資料として使用するFATF会合の日時及び場所等の記載があり、各フォローアップ報告書がFATF会合で使用されていることから、当該各文書は、これらを公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるため、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

また、上記フォローアップ報告書を日本語訳した文書及びフォローアップ報告書を分割して日本語訳し、これを報告書本文中に併記した文書についても、当該資料の内容は、上記フォローアップ報告書と同一の内容のものであると認められることから、上記と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表1の番号99の文書のうち、別表6の通番16に掲げる部分を除く、第8次フォローアップ報告書案の参考資料について検討するに、当該部分には、当時のFATFへの対応に関する記載があるが、これらを公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、その結果としてFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

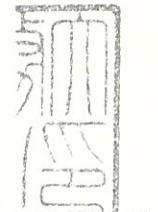
オ 別表1の番号30の文書は、関係府省庁の局長級会合に係る文書及びアクションプランの作成を依頼する文書等並びに連絡文書である。

別表1の番号77の文書は、FATF関連のアクションプラン案等及び連絡文書である。

別表1の番号78の文書は、FATF関連のアクションプラン案及び連絡文書である。

別表2の番号19の文書は、FATF関連のアクションプラン案及び第9次フォローアップ報告書並びに連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF関連のアクションプラン案等の確認に関する文書等であり、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、関係府省庁間で我が国のアクションプラン等を検討した過程で作成した数次にわ



たる素案等であり、法務省等における修正及び意見等の記載があることから、上記イ（ア）と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号30及び77並びに別表2の番号19の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号30の文書のうち、関係府省庁の局長級会合に係る文書については、検討段階の案である。そうすると、当該文書は、これを公にすることにより、FATF対応の局長級会合に関する当時の関係府省庁間における未成熟な段階の検討内容が明らかとなり、将来検討する可能性があるFATFに関する同種の検討作業等において、国の機関内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表2の番号19の文書のうち、フォローアップ報告書については、上記エ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 別表1の番号41の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸説明資料等及び連絡文書である。

別表1の番号46の文書は、関係府省庁からのFATFハイレベル使節団の訪日に関する官邸説明資料及び連絡文書である。

別表1の番号93の文書は、関係府省庁からのFATFについての説明を行う対象者及び対処方針等についての資料及び連絡文書である。

別表1の番号95の文書は、関係府省庁からの官邸に対してのFATFに関する説明資料等及び連絡文書である。

別表1の番号98の文書は、関係府省庁からのFATF関連の官邸への説明資料等及び連絡文書である。

別表1の番号105の文書は、法務省の幹部職員に対するFATFについての説明資料等である。

別表1の番号122の文書は、関係府省庁からのFATFについての官邸説明資料等及び連絡文書である。

別表2の番号5の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸説明資料及び結果概要等並びに連絡文書である。

別表2の番号6の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸説明資料及び連絡文書である。

別表2の番号9の文書は、関係府省庁からの①FATFに関する官邸説明資料等及び②法務省に対する特定大使の新任挨拶の概要等並びに連絡文書であり、別表6の通番22に掲げる部分を除き、上記①には、官邸説明について調整した記載があり、上記②には、出席者間におけるFATFに関する意見交換の内容等についての記載がある。

別表2の番号28の文書は、2014年FATF6月会合についての官邸説明



資料及び連絡文書である。

別表2の番号30の文書は、関係府省庁からのFATFについての官邸説明結果概要等である。

別表2の番号35の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、別表6の通番27に掲げる部分を除き、FATFに関連する未成熟な段階の情報の記載がある。

別表2の番号36の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、別表6の通番28に掲げる部分を除き、FATFに関連する未成熟な段階の情報の記載がある。

別表2の番号46の文書は、関係府省庁から共有されたFATFに関する官邸説明資料及び説明結果概要等並びに連絡文書である。

別表2の番号71の文書は、関係府省庁から共有されたFATFに関する官邸説明資料及びFATF議長との意見交換に関する文書並びに連絡文書である。

別表2の番号85の文書は、関係府省庁から資料を添えて行われたFATFに関する官邸説明資料等及び連絡文書である。

別表3の番号41の文書は、関係府省庁からのFATF2015年6月全体会合への対応方針に関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、別表6の通番37に掲げる部分を除き、未成熟な段階での情報の記載がある。

別表3の番号73の文書は、関係府省庁からのFATF2015年10月全体会合への対応方針に関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、別表6の通番42に掲げる部分を除き、未成熟な段階での情報の記載がある。

別表3の番号74の文書は、FATF2015年10月全体会合に関する官邸説明結果概要及び連絡文書等であり、別表6の通番43に掲げる部分を除き、今後の課題についての法務省等の意見の記載がある。

別表4の番号33の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸説明資料及び当該官邸説明の結果等並びに連絡文書である。

別表4の番号42の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸説明資料等及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、FATFへの対応に関する課題についての首相官邸説明資料等を検討している文書等であり、また、法務省等における修正及び意見等の記載があり、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号41、46、93、95、98及び122、別表2の番号5、6、9、28、35、36、46、71及び85、別表3の番号41及び73並びに別表4の番号33及び42の各文書について検討するに、当該各文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号5、9、30、35及び46、別表3の番号74並びに別表4の番号33の各文書のうち、特定大使の新任挨拶の概要及び官邸説明結果概要について検討するに、当該部分は、FATFに関する我が国の状況に関する機



微な事項にわたる情報が記載されており、これらを公にすると、当該事項に関する政府部内の考え方等が明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

キ 別表1の番号44の文書は、関係府省庁からの犯罪対策に関する行動計画案についての資料及び連絡文書であり、別表6の通番10に掲げる部分を除き、FATF関連の犯罪対策に関する情報が記載されている。

別表1の番号120及び125の各文書は、関係府省庁からのナショナル・リスク・アセスメント案等についての資料及び連絡文書である。

別表2の番号11の文書は、ナショナル・リスク・アセスメント案及びその概要案である。

別表2の番号12の文書は、別表6の通番23に掲げる部分を除き、ナショナル・リスク・アセスメント案について関係府省庁からの追加情報等の提供依頼に係る資料及び連絡文書である。

別表2の番号13ないし16の文書は、関係府省庁からのナショナル・リスク・アセスメント案等についての資料及び連絡文書である。

別表2の番号17の文書は、別表6の通番24に掲げる部分を除き、ナショナル・リスク・アセスメント案等の資料及び連絡文書である。

別表2の番号37の文書は、警察庁のFATF関連の法案説明資料及び連絡文書であり、別表6の通番29に掲げる部分を除き、FATF関連の未成熟な段階の情報等が記載されている。

別表3の番号23の文書は、関係府省庁からの犯罪収益移転危険度調査書案等及び連絡文書である。

別表3の番号24の文書は、関係府省庁からの犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令及び同施行規則並びに犯罪収益移転危険度調査書についての資料一式及び連絡文書であり、別表6の通番34に掲げる部分を除き、FATF関連法令案等の未成熟な段階の情報等が記載されている。

(ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、関係府省庁が検討した法令案や報告書案等を法務省において検討した文書であり、また、法務省等における修正及び意見等に関する記載があり、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号44、120及び125、別表2の番号12ないし17及び37並びに別表3の番号23及び24の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 別表1の番号63ないし65の文書は、関係府省庁からのFATF2013年6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書である。

別表1の番号110の文書は、関係府省庁からのFATF2013年10月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書である。



別表1の番号131の文書は、関係府省庁からのFATF2014年2月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書である。

別表2の番号29の文書は、関係府省庁からのFATF2014年6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書である。

別表2の番号64の文書は、関係府省庁からのFATF2014年10月会合における関係府省庁出席者の発言要領の案、第10次フォローアップ報告書及び関係資料並びに連絡文書である。

別表2の番号84の文書は、FATF2015年2月会合における関係府省庁出席者の発言要領の案及び第11次フォローアップ報告書並びに連絡文書である。

別表3の番号42の文書は、関係府省庁からのFATF2015年6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等及び連絡文書である。

別表3の番号69の文書は、関係府省庁からのFATF2015年10月会合における関係府省庁出席者の発言要領の案及びその関係資料並びに連絡文書である。

別表4の番号8の文書は、FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議における法務省出席者の発言要領の案等及び同連絡会議資料並びに連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、非公開であるFATF会合及び関係省庁連絡会議における発言要領案等の文書であり、下記(イ)ないし(オ)に掲げる部分を除き、いずれもFATFから指摘のあった事項への対応案の調整過程等の機微な事項にわたる情報の記載があり、上記カ(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号64及び別表3の番号69の各文書のうち、各関係資料は、他国との調整に関する内容のものであり、我が国の交渉上の力点等が記載されており、上記イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表2の番号64及び84の各文書のうち、各フォローアップ報告書については、上記エ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(オ) 別表4の番号8の文書のうち、関係省庁連絡会議資料については、上記ア(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ケ 別表1の番号75の文書は、関係府省庁が作成したFATFにおけるメソドロジー(方法論)に関する勉強会の資料であり、別表6の通番14に掲げる部分を除き、我が国やFATFにおけるリスク評価及び有効性の審査等に関する具体的かつ詳細な記載がある。

これを検討するに、当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の検討方法を関係府省庁間で共有するものである。



そうすると、当該文書を公にすると、国際会議等の我が国担当者の交渉姿勢及び主張の内容等が明らかになり、今後の同種の交渉の柔軟性を損なう可能性があることから、当該不開示維持部分は、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ 別表1の番号83の文書は、我が国のアクションプランに対するFATFの指摘事項についての政務説明資料等及び連絡文書である。

別表1の番号94の文書は、法務大臣への説明結果概要である。

別表2の番号4の文書は、FATFについての幹部説明資料の補足資料等及び連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、法務省幹部への説明資料等であり、下記

(イ)に掲げる部分を除き、法案等についての捉え方や調整過程等の極めて機微な事項にわたる情報の記載があり、上記カ(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ)別表1の番号83及び別表2の番号4の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

サ 別表1の番号84の文書は、FATF2013年10月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び連絡文書である。

別表2の番号26の文書は、①FATF2014年6月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書である。

別表2の番号63の文書は、①FATF2014年10月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書である。

別表3の番号39の文書は、①FATF2015年6月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書である。

別表3の番号67の文書は、FATF対日相互審査フォローアップに関する、FATF2015年10月会合前の事前調整等の申入れに関する公電である。

別表3の番号68の文書は、別表6の通番40に掲げる部分を除き、上記別表3の番号67の文書の補足資料である。

別表3の番号70の文書は、上記別表3の番号67の文書の補足資料である。

別表4の番号40の文書は、①FATF2016年10月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対しての他国の応答に関する文書並びに連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、FATF会合参加国に対し我が国状況等を説明した文書等であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、FATFに関連する我が国交渉上の力点及び我が国取組に関する他国の評価等が記載されていることから、上記イ(ウ)と同様の理由により、



法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (イ) 別表1の番号84、別表2の番号26及び63、別表3の番号39、68及び70並びに別表4の番号40の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- シ 別表1の番号88の文書は、法務省と財務省とのFATF関連の面談結果の概要及び連絡文書である。

別表1の番号101の文書は、法務省と外務省とのFATF関連の面談結果の概要及び連絡文書である。

- (ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、関係省との面談結果の概要であり、FATF対応に係る極めて機微な事項にわたる情報の記載があることから、上記カ(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ス 別表1の番号97の文書は、関係府省庁から送付されたFATFとの電話会議の資料等及び連絡文書である。

別表2の番号83の文書は、関係府省庁から送付されたFATFとの電話会議の資料及び連絡文書である。

- (ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、FATFとの電話会議の資料等であり、これらを用いて関係府省庁において検討及び協議を行ったものであることから、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

セ 別表1の番号113の文書は、FATF2013年10月会合中にあったFATFからの質問及びこれに対する回答文書の案並びに連絡文書である。

別表1の番号114の文書は、FATF2013年10月会合中における想定問答及びこれに対する回答等並びに連絡文書である。

- (ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、FATF会合における我が国の回答案を検討した文書であり、FATF会合における具体的な発言内容案及びその検討内容の記載があることから、上記イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び



検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ソ 別表2の番号32、67及び91、別表3の番号45及び109並びに別表4の番号6、34、52及び87の各文書は、法務省等と全国銀行協会との面談に関する資料及び配席図等並びに連絡文書である。

別表3の番号75の文書は、法務省等と全国銀行協会との面談に関する資料等及び連絡文書であり、別表6の通番44に掲げる部分を除き、面談出席者の氏名及び当該資料についての法務省等における修正及び意見等の記載がある。

(ア) 当該各文書について検討するに、当該不開示維持部分は、全国銀行協会からの質問事項、当該質問に対する回答（応答要領等）及びその案、面談内容を記載した文書（面談概要）並びに当該面談に関する資料等であり、我が国のFATF対応についての同協会の問題意識、着眼点、同協会の質問に対する回答、当該面談の日時及び面談内容並びに出席者等の記載があることから、これらを公にすることにより、同協会が公表していない当該面談の内容及び出席者が明らかとなることで、同協会との信頼関係が損なわれ、今後同協会が率直な意見の申述を行うことをちゅうちょするなど、同協会の我が国のFATF対応についての意見の把握を困難にするおそれがあるほか、我が国のFATFへの対応に係る組織的な体制、情報共有の範囲等が明らかになるところ、FATFへの対応が大きな社会的影響を有することから、出席者や当該出席者が所属する部署に対し、利害関係者等から不当な圧力が掛かるおそれがあり、その結果として我が国のFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

タ 別表2の番号38の文書は、FATF対応についての想定問答案等及び連絡文書である。

別表3の番号71の文書は、FATF2015年10月会合後の記者対応用等の想定問答案等及び連絡文書であり、別表6の通番41に掲げる部分を除き、未確定のものである。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATFへの対応についての想定問答案に関する文書であり、下記（イ）及び（ウ）に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、関係府省庁間での検討及び協議段階のものである。そうすると、これらを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後のFATF相互審査への対応に向けた政策調整を阻害するおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び



検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号38の文書には、関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答に関する部分があり、この点について検討するに、当該文書は限られた関係者を対象とした想定問答であることに加え、当該文書には、FATF対応に係る機微な事項の記載があり、これを公にすると、今後のFATFへの対応に向けた政策調整を阻害するおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

チ 別表3の番号22の文書は、FATFに関して、特定課題についての対応方針を協議するために新たに設置された関係省庁連絡会議の資料等及び当該会議の開催を対外秘とする申合せ等を含む連絡文書である。

(ア) 当該文書のうち、下記（イ）の部分を除く部分については、その開催が対外秘とされている当該会議に係る情報は、これを公にすることにより、会議そのものの開催が困難となり、ひいては関係府省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF対応に向けた政策調整を阻害するおそれがあることから、これらを公にすることにより、関係府省庁間における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の不開示理由②の文書（別表1の番号2の文書）

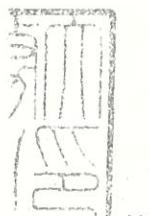
標記文書は、財務大臣からFATF議長宛てた文書である。

これを検討するに、別表6の通番2の部分を除く部分については、これらを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の不開示理由③の文書（別表1の番号3ないし6、8、18、20、72、79、80、86、91、112、116、119、121、123、124及び126ないし129、別表2の番号1、24、25、39、51、62、82、87及び90、別表3の番号4、6、7、11ないし13、15ないし17、20、26、37、57、78ないし81、84、92及び93、別表4の番号15、19ないし22、24、27及び37ないし39並びに別表5の番号3及び4の各文書）

ア 別表1の番号3の文書は、FATF第4次相互審査プロセスに向けた我が国の意見を取りまとめた文書及び連絡文書である。

別表1の番号5の文書は、上記FATF第4次相互審査プロセスに向けた我が国の意見案及び連絡文書である。



別表1の番号86の文書は、上記FATF第4次審査の審査員派遣要請等の文書及び連絡文書である。

別表2の番号90の文書は、上記FATF第4次審査のスケジュール及びフォローアッププロセスに対する我が国の意見案並びに連絡文書である。

別表3の番号6の文書は、上記FATF第4次審査スケジュールに関する資料及び連絡文書である。

別表4の番号15の文書は、上記FATF第4次相互審査における審査員に係る提案の文書及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、第4次相互審査のプロセス及びスケジュール等に関連してFATF事務局から送付された文書並びに当該各文書についての関係府省庁からの意見等を含む連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該照会について、法務省等における意見及び修正等に関する記載があり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号3及び86、別表2の番号90並びに別表4の番号15の各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書について検討するに、当該各文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、別表3の番号6の文書のうち、連絡文書に添付された第4次相互審査に関する資料は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であることから、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号4の文書は、FATF腐敗対策に係るベストプラクティスピーパー（優良事例集）についての資料及び連絡文書である。

別表1の番号8の文書は、FATF勧告6（旧SR3）に係るベストプラクティスピーパーについての資料及び連絡文書である。

別表1の番号18の文書は、FATF勧告8に係るベストプラクティスピーパー案についての資料及び連絡文書である。

別表1の番号79の文書は、FATF腐敗対策に係るベストプラクティスピーパー案についての資料及び連絡文書である。

別表4の番号19の文書は、情報交換に関するベストプラクティスピーパーについての資料及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局から送付された各種のベストプラクティスピーパー案等及び当該案等についての関係府省庁からの連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該事項について、関係府省庁における検討及び協議に関する情報並びに法務省における内部管理に関する情報の記載があることから、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたこ



とは妥当である。

- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (ウ) 別表1の番号4、18及び79並びに別表4の番号19の各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書について検討するに、当該各文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、別表1の番号8及び別表4の番号19の各資料のうち、上記連絡文書に添付された文書は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であることから、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- ウ 別表1の番号6の文書は、FATF改訂勧告5(旧SRⅡ)のガイダンスの案に関する資料及び連絡文書である。
- 別表3の番号11及び78の各文書は、FATF勧告5の解釈ノート(改訂)の案及び連絡文書である。
- 別表3の番号57の文書は、FATF勧告5の解釈ノート(改訂)の案への対応についての資料等である。
- 別表4の番号27及び38の各文書は、FATF勧告5に関するガイダンス案及びその資料並びに連絡文書である。
- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局から送付されたFATF勧告5についてのガイダンス案及び解釈ノート案とその資料並びに連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該事項について、関係府省庁及び法務省における検討並びに協議に関する情報の記載があることから、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 別表1の番号6、別表3の番号11及び78並びに別表4の番号27及び38の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (ウ) 別表1の番号6、別表3の番号11、57及び78の各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書について検討するに、当該各文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- エ 別表1の番号20の文書は、第6次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書である。
- 別表1の番号116の文書は、第8次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書である。
- 別表2の番号25の文書は、第9次フォローアップ報告書に対するFATF事

務局ノート等及び連絡文書である。

別表2の番号62の文書は、第10次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書である。

別表2の番号82の文書は、第11次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書である。

別表2の番号87の文書は、上記別表2の番号82の文書の修正案であるFATF事務局ノート等及び連絡文書である。

別表3の番号26の文書は、第12次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書である。

別表4の番号37の文書は、第14次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該事項について、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載があり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ)当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容及び担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ)当該各文書のうち、FATF事務局ノート等について検討するに、当該ノート等は、その様式、記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ)別表1の番号20及び116、別表2の番号25、62及び82、別表3の番号26並びに別表4の番号37の各文書のうち、我が国の各フォローアップ報告書については、上記(2)エ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

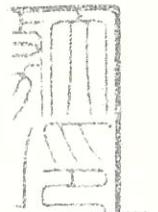
オ 別表1の番号72の文書は、FATFへの新規加盟国検討アドホックグループペーパーに関する資料及び連絡文書である。

別表1の番号123の文書は、FATFの戦略及びガバナンスについての資料及び連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該事項について、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載があり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ)当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ)当該各文書の資料のうち、FATFのロゴマークが付されている文書について検討するに、当該文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成



した文書であり、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（エ）別表1の番号72の文書のうち、FATF会合の模様が記載された文書は、FATFの新規加盟国に関する他の国々の率直な意見の記載があり、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 別表1の番号80の文書は、テロリストによるNPOセクターの悪用リスクに関するプロジェクトについて記載された資料及び連絡文書である。

別表4の番号22の文書は、ISILへの資金提供に関する調査の資料及び連絡文書である。

（ア）これを検討するに、当該各文書は、下記（イ）に掲げる部分を除き、その様式、記載内容等に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であり、当該各文書は、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（イ）当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

キ 別表1の番号91及び119の各文書は、他の国々のVTC（Voluntary Tax Compliance、異常な金銭の移動についての調査）プログラムについての資料及び連絡文書である。

別表2の番号51の文書は、他国に対する第4次相互審査報告書及び連絡文書である。

別表3の番号37及び別表5の番号4の各文書は、他の国々の相互審査報告書及び同報告書に関する主要問題についての資料並びに連絡文書である。

別表3の番号79及び80の各文書は、他の国々の相互審査報告書及び連絡文書である。

（ア）これを検討するに、当該各文書は、下記（イ）ないし（エ）に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載があり、上記（2）イ（ア）と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（イ）当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ウ）当該各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、別表3の番号37の資料のうち、回答様式の部分は、その記載内容及び上記（イ）の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であることから、当該各文書は、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（エ）別表3の番号79及び80の各文書のうち、GAFILAT（ラテンアメリカ



力の地域体) のロゴマークが付されている資料について検討するに、上記各文書には、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 別表1の番号112の文書は、FATFフォローアッププロセスの終了後の措置等についてのFATF事務局の提案内容及びその概要資料並びに連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該文書は、下記(イ)に掲げる部分を除き、FATFのロゴマークが付され、フォローアッププロセス終了後の措置等についての提案が記載された文書及びその概要を日本語訳した文書であり、FATFのロゴマークが付された文書と概要資料の記載内容は同様のものであることから、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ケ 別表1の番号121の文書は、FATFのデータ保護に関する基本原則が記載された文書及び連絡文書である。

別表1の番号124の文書は、FATFワークプラン及び連絡文書である。

別表1の番号127の文書は、FATF専門家会合に関する文書及び連絡文書である。

別表2の番号39の文書は、FATF年次報告書(2013-2014)及び連絡文書である。

別表4の番号21の文書は、相互審査書が採択されてから5年目に実施されるフォローアップ審査について記載された文書及び連絡文書である。

別表4の番号24の文書は、FATF中間レビュー(2012-2020)及び連絡文書である。

別表5の番号3の文書は、潜在的なプロジェクトに関するコンセプトノート及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局からの文書及び連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号121、124及び127、別表2の番号39並びに別表4の番号21及び24の各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、別表1の番号121及び別表5の番号3の各文書のうち、英文のみで作成された文書



は、その記載内容及び上記（イ）の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であることから、当該各文書は、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ 別表1の番号126及び128並びに別表2の番号24の各文書は、仮想通貨に関するディスカッションペーパー及び連絡文書である。

別表3の番号20の文書は、FATFの仮想通貨に係るガイダンス及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局からの仮想通貨に関する文書等及び連絡文書であり、下記（イ）及び（ウ）に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載があることから、上記（2）イ（ア）と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号126、別表2の番号24及び別表3の番号20の各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書について検討するに、当該各文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

サ 別表1の番号129及び別表2の番号1の各文書は、法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス改訂の案及び連絡文書である。

別表3の番号92の文書は、実質的所有者の透明性に関する調査依頼の文書及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記（イ）に掲げる部分を除き、その様式、記載内容等に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であり、当該各文書は、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

シ 別表3の番号4の文書は、テロ資金対策に係るG20へのFATF報告書案及び連絡文書である。

別表3の番号13の文書は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関するFATF/GAFILAT専門家会合に関する文書及び連絡文書である。

別表3の番号84の文書は、テロ資金供与に関する質問票及び連絡文書である。

別表3の番号93の文書は、新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクトの調査票及び連絡文書である。

別表4の番号20の文書は、テロ資金供与に関する質問票・結果報告書及び連



絡文書である。

別表4の番号39の文書は、テロ資金供与の犯罪化に関する文書及び連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載があり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ)当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ)別表3の番号4、13及び84並びに別表4の番号20及び39の各文書のFATFのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、別表3の番号93の文書のうちの連絡文書に添付された文書は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であることから、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ)別表3の番号13の文書のうち、FATF/GAFILATのロゴマークが付されている文書については、FATF事務局からの依頼文書の一部であることから、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ス 別表3の番号7及び12の各文書は、新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクトに関する文書及び連絡文書である。

(ア)当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見、検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ)当該各連絡文書に添付された文書について検討するに、各添付文書は、その記載内容及び上記(ア)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

セ 別表3の番号15の文書は、RBA(Risk Based Approach)ガイダンス案及び連絡文書である。

別表3の番号16の文書は、資金移動業に関するRBAガイダンス案及び連絡文書である。

別表3の番号17の文書は、RBAガイダンス案及び連絡文書である。

(ア)当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。



(イ) 当該各連絡文書に添付されている文書には、FATFのロゴマークが付されているところ、これらの文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ゾ 別表3の番号81の文書は、FATF2015年12月臨時会合に関する資料及び連絡文書である。

(ア) 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該連絡文書に添付されている文書には、FATFのロゴマークが付されているところ、当該文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の不開示理由④の文書(別表1の番号14及び別表4の番号25の各文書)標記各文書は、FATF関連の情報を含む文書に係る関係府省庁に対する情報公開請求に関する資料及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該各文書は、関係府省庁からのFATF関連の情報を含む文書に係る情報公開請求に関する資料及びこれに対する対応についての確認依頼の連絡文書であり、下記イに掲げる部分を除き、上記の情報公開請求の対象文書及び関係府省庁による不開示部分の検討内容等についての具体的な記載がある。

そうすると、これらを公にすることにより、関係府省庁間における未成熟な段階の情報が明らかとなり、今後のFATF関連の情報を含む情報公開請求への対応において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の不開示理由⑤の文書(別表1の番号15、21、62、109及び118、別表2の番号20ないし23、40ないし42、47ないし49、54ないし60、72ないし81及び88、別表3の番号2、14、21、27、29ないし34、38、48ないし55、59ないし64、86、88ないし90、94、103、104及び106ないし108並びに別表4の番号29ないし31、45ないし50、53及び55ないし85の各文書)

ア 別表1の番号21の文書は、FATF2013年6月全体(Plenary)会合の資料の一部であり、我が国の第6次フォローアップ報告書の案である。

別表1の番号62の文書は、FATF2013年6月全体会合の議題の案である。

別表1の番号109の文書は、FATF2013年10月全体会合の議題の案



である。

別表1の番号118の文書は、FATF2014年2月全体会合の資料の一部として作成した第8次フォローアップ報告書及び事務局ノート並びに連絡文書である。

別表2の番号21の文書は、FATF2014年6月会合RTMG (Risk, Trends and Methods Group、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するリスク・傾向・手法の分析。以下同じ。) の資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号22の文書は、FATF2014年6月会合PDG (Policy Development Group、政策立案。以下同じ。) の資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号23の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、全体会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号40の文書は、法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス案に関する文書である。

別表2の番号41の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、2014年ないし2016年におけるFATFの戦略に関する文書である。

別表2の番号42の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、FATFのガバナンス案等に関する文書である。

別表2の番号47の文書は、FATF2014年10月会合PDGの資料の一部であり、別表6の通番31に掲げる部分を除き、仮想通貨に係る取組提案等に関する文書である。

別表2の番号49の文書は、FATF2014年10月全体会合の資料の一部であり、別表6の通番32に掲げる部分を除き、FATFのガバナンス等に関する文書である。

別表2の番号54の文書は、FATF2014年10月会合GNCG (Global Network Coordination Group。以下同じ。) の資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号55の文書は、FATF2014年10月会合ECG (Evaluations and Compliance Group、相互審査。以下同じ。) の資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号56の文書は、FATF2014年10月会合ICRGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号57の文書は、FATF2014年10月会合RTMGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号58の文書は、FATF2014年10月会合PDGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号59の文書は、FATF2014年10月全体会合の資料の一部であり、全体会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号72の文書は、FATF2015年2月会合ECGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号73の文書は、FATF2015年2月会合GNCGの資料の一

部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号74の文書は、FATF2015年2月会合ICRGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号75の文書は、FATF2015年2月会合PDGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号76の文書は、FATF2015年2月全体会合の資料の一部であり、全体会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号77の文書は、FATF2015年2月会合RTMGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表2の番号78の文書は、FATF2015年2月会合ICRGに関連する資料であり、ICRGのプロセスの改定等に関する文書である。

別表2の番号79の文書は、FATF2015年2月会合PDGに関連する資料であり、NPOの悪用防止に関するベストプラクティスピーパーの改正案等に関する文書である。

別表2の番号80の文書は、FATF2015年2月会合PDGに関連する資料であり、RBAガイダンス案等に関する文書である。

別表2の番号81の文書は、FATF2015年2月会合RTMGに関連する資料であり、RTMGにおけるプロジェクトの見通し等に関する文書である。

別表2の番号88の文書は、FATF2015年2月全体会合に関連する資料及び参考資料であり、テロ資金供与対策に係る提案等に関する文書である。

別表3の番号2の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に係る調査報告書である。

別表3の番号14の文書は、FATF2013年10月全体会合の資料の一部であり、他国のVTC (Voluntary Tax Compliance) プログラムに係る報告書である。

別表3の番号21の文書は、FATF事務局がFATF2015年6月会合PDGの資料として作成したNPOの悪用防止に関するベストプラクティスピーパー案及び連絡文書である。

別表3の番号27の文書は、FATF2015年2月全体会合の資料の一部であり、我が国に係る第12次フォローアップ報告書の案である。

別表3の番号29の文書は、FATF2015年6月会合ECGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号30の文書は、FATF2015年6月会合GNCGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号31の文書は、FATF2015年6月会合ICRGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号32の文書は、FATF2015年6月会合PDGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号33の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、全体会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号34の文書は、FATF2015年6月会合RTMGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号38の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、マレーシア相互審査報告書である。

別表3の番号48の文書は、FATF2015年10月会合GNCGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号49の文書は、FATF2015年10月会合ICRGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号50の文書は、FATF2015年10月会合PDGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号51の文書は、FATF2015年10月会合ECGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号52の文書は、FATF2015年10月会合RTMGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号53の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料であり、全体会合の議題等に関する文書である。

別表3の番号54の文書は、FATF2015年6月会合ECGの資料の一部であり、ECGの報告書である。

別表3の番号55の文書は、FATF2015年6月会合ECGの資料の一部であり、第4次相互審査に係るイシュー（課題）についての文書である。

別表3の番号60の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、ECGの報告書である。

別表3の番号61の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、GNCGの報告書である。

別表3の番号62の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、ICRGの報告書である。

別表3の番号63の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、RTMGの報告書である。

別表3の番号64の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、PDGの報告書である。

別表3の番号103の文書は、FATF2016年2月全体会合の資料の一部であり、2012年ないし2020年のFATFマンデートについて、2016年に行った中間年の報告書案である。

別表3の番号106の文書は、FATF2016年2月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に関するFATF戦略等に関する文書である。

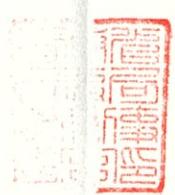
別表3の番号107の文書は、FATF2016年2月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に関するFATF戦略の改訂等に関する文書である。

別表4の番号29の文書は、FATF2016年6月全体会合の資料の一部であり、透明性及び実質的所有者に関する提案等に関する文書である。

別表4の番号30の文書は、FATF2016年6月会合PDGの資料の一部であり、FATF勧告5に関するガイダンス案等に関する文書である。

別表4の番号31の文書は、FATF2016年6月会合PDGの資料の案の一部であり、テロ資金供与の犯罪化等に関する文書である。

別表4の番号45の文書は、FATF2016年10月全体会合の資料の一部



であり、全体会合の議題等に関する文書である。

別表4の番号46の文書は、FATF2016年10月会合PDGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表4の番号47の文書は、FATF2016年10月会合ECGの資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表4の番号48の文書は、FATF2016年10月会合ECGの資料の一部であり、FATF勧告におけるメソドロジーの改定等に関する文書である。

別表4の番号49の文書は、FATF2016年10月会合PDGの資料の一部であり、FATF勧告5に関するガイダンス案等に関する文書である。

別表4の番号50の文書は、FATF2016年10月会合PDGの資料の一部であり、テロ資金供与の犯罪化等に関する文書である。

別表4の番号53の文書は、FATF2016年10月全体会合に関連する資料であり、FATF会合サマリー（結果概要）等に関する文書である。

別表4の番号55の文書は、FATF2017年2月会合ECG等の資料の一部であり、会合の議題等に関する文書である。

別表4の番号56の文書は、FATF2017年2月会合の資料の一部であり、スウェーデン相互審査報告書である。

別表4の番号57の文書は、FATF2017年2月会合の資料の一部であり、スウェーデン相互審査に関するKey Issues（重点事項）の文書である。

別表4の番号58の文書は、FATF2017年2月会合の資料の一部であり、スウェーデン相互審査に関する資料（Summary of reviewer comments and assessment team responses、レビュワーのコメント及び審査団の回答の要旨）である。

別表4の番号59の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、5年目フォローアップ審査に関する文書の案等である。

別表4の番号60の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF第4次相互審査における審査員に関する文書である。

別表4の番号61の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、国際協力に関する情報提供等に関する文書である。

別表4の番号62の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF勧告メソドロジー改訂等に関する文書である。

別表4の番号63の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、FATFの予算報告に関する文書である。

別表4の番号64の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF及びFSRBによる共同審査報告書の案である。

別表4の番号65の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、審査員選定に関するガイドラインである。

別表4の番号66の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF及びOECDのグローバル・フォーラムの相互審査プロセスに関する文書である。

別表4の番号67の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATFの第4次相互審査の概要に関する文書である。



別表4の番号68の文書は、FATF 2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATFのユニバーサル・プロセスに関する文書である。

別表4の番号69の文書は、FATF 2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATFの第4次相互審査に係るトレーニングに関する文書である。

別表4の番号70の文書は、FATF 2017年2月会合ECGの資料の一部であり、相互審査の質及び一貫性に関するレビューに関する文書である。

別表4の番号71の文書は、FATF 2017年2月会合ECGの資料の一部であり、有効性審査の手法に関する文書である。

別表4の番号73の文書は、FATF 2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF勧告メソドロジーの改訂に関する文書である。

別表4の番号74の文書は、FATF 2017年2月全体会合の資料の一部であり、TREIN (Training and Research Institute、他国にあるFATFの研修機関)による報告書である。

別表4の番号75の文書は、FATF 2017年2月全体会合の資料の一部であり、テロ資金供与対策に係る行動計画の進捗に関する文書である。

別表4の番号76の文書は、FATF 2017年2月会合RTMGの資料の一部であり、ISILへの資金供与に関する文書である。

別表4の番号77の文書は、FATF 2017年2月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に係る調査に関する文書である。

別表4の番号78の文書は、FATF 2017年2月全体会合の資料の一部であり、FATF中間レビュー(2012-2020)である。

別表4の番号79の文書は、FATF 2017年2月全体会合の資料の一部であり、透明性及び実質的所有権に関する文書である。

別表4の番号80の文書は、FATF 2017年2月全体会合の資料の一部であり、FATFのワークプランに関する文書である。

別表4の番号81の文書は、FATF 2017年2月全体会合の資料の一部であり、FATFのTREIN運営委員会に関する文書である。

別表4の番号82の文書は、FATF 2017年2月全体会合の資料の一部であり、他国の相互審査に係るフォローアップ調査に関する文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、FATF会合の資料等であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ)別表1の番号118及び別表3の番号21の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該各文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ)別表2の番号88の文書のうち、参考資料は、日本語訳の文書であるが、FATF 2015年2月全体会合に関連する資料の概要等である旨の記載があり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。



イ 別表2の番号48の文書は、ISIEへの資金供与に係るプロジェクトに関する文書及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該文書は、下記(イ)の部分を除き、その記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号15の文書は、FATF2013年6月会合の資料の一部であり、FATFのPEPs (Politically Exposed Persons) に係るガイダンスドラフトである。

別表2の番号20の文書は、特定の期間におけるFATFの会議予定及び審査スケジュール等に関する文書である。

別表2の番号60の文書は、FATF2015年10月のFATF/G20における腐敗対策専門家会合 (Experts Meeting on Corruption) の議題、資料(案) 及びそれらを送付する旨のFATF事務局からの文書である。

別表3の番号59の文書は、FATF勧告5解釈ノート(改訂)の案である。

別表3の番号86の文書は、テロ資金対策に係るFATF調査フォローアップに関する文書である。

別表3の番号88の文書は、FATF議長提案に関する文書である。

別表3の番号89の文書は、FATF事務局が作成したテロ資金供与に関する質問票(確定版)である。

別表3の番号90及び94の各文書は、FATF2015年12月臨時会合の資料の一部を事後的に修正したものであり、FATF議長サマリーに関する文書である。

別表3の番号104の文書は、FATFのECGによる報告の案である。

別表3の番号108の文書は、FATFプレナリー会合結果に関する文書案である。

別表4の番号72の文書は、非営利団体へのFATF勧告実施に関する文書案である。

別表4の番号83の文書は、FATFのGNCGによる報告に関する文書案であり、FATF事務局の作成段階の文書案である。

別表4の番号84の文書は、FATFのECGによる報告に係る文書案である。

別表4の番号85の文書は、FATFのICRGによる報告の案である。

これを検討するに、当該各文書は、FATF会合に関する資料及びFATF事務局からの照会等に関する文書であり、その記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表の不開示理由⑥の文書(別表1の番号17、19、66及び132の各文書)

ア 別表1の番号17の文書は、我が国がFATFに提出した第6次フォローアッ



報告書及びその日本語訳した文書である。

別表1の番号19の文書は、上記第6次フォローアップ報告書の添付資料等及び連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)に掲げる部分を除き、第6次フォローアップ報告書、その日本語訳した文書及びその添付資料等であり、上記(2)エ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ)別表1の番号19の文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号66の文書は、別表1の番号65の文書のFATF会合での発言要領の確定版であり、当該文書のうち別表6の通番12に掲げる部分を除く部分には、FATFから指摘のあった事項への対応に向けた調整過程等の極めて機微な事項の記載があり、これを公にすると、他国又はFATF事務局の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号132の文書は、FATF2014年2月会合における我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について記載したフォローアップ報告の結果に関する文書及び連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該文書は、下記(イ)の部分を除き、我が国の取組に関するFATF会合での他国の意見等の記載があり、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ)当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (8) 別表の不開示理由⑦の文書(別表1の番号22の文書)

標記文書は、FATFハイレベル使節団の訪日予定期間中における関係府省庁の幹部職員の予定についての関係府省庁からの文書及びその参考資料並びに連絡文書である。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イ及びウに掲げる部分を除き、FATFハイレベル使節団との面談対応者に関する記載があり、これらを公にすることにより、今後のFATFへの対応に係る関係府省庁の検討体制も明らかになるため、法5条5号に該当すると認められ、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 当該文書のうち、参考資料として添付されたFATF会合資料について検討す



るに、当該部分は、FATFハイレベル使節団が派遣された他国についての報告書であり、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（9）別表の不開示理由⑧の文書（別表1の番号23、67、111及び130、別表2の番号27及び61、別表3の番号35、56、58、82、83及び99、別表4の番号28、41及び54並びに別表5の番号5の各文書）

別表1の番号23及び67の各文書は、FATF2013年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書である。

別表1の番号111の文書は、FATF2013年10月会合への我が国の対処方針案等に関する文書及び連絡文書である。

別表1の番号130の文書は、FATF2014年2月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書である。

別表2の番号27の文書は、FATF2014年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書である。

別表2の番号61の文書は、FATF2014年10月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書である。

別表3の番号35の文書は、FATF2015年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書である。

別表3の番号56の文書は、FATF2015年10月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書である。

別表3の番号58の文書は、FATF2015年10月会合への我が国の対処方針案に関する文書である。

別表3の番号82の文書は、FATF2015年12月臨時会合への我が国の対処方針案及び他国作成の提案資料等を含む他国との担当者会議に関する文書並びに連絡文書である。

別表3の番号83の文書は、FATF2015年12月臨時会合への我が国の対処方針案に関する文書である。

別表3の番号99の文書は、FATF2016年2月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書である。

別表4の番号28の文書は、FATF2016年6月会合への我が国の対処方針案等に関する文書及び連絡文書である。

別表4の番号41の文書は、FATF2016年10月会合への我が国の対処方針案及び参考資料に関する文書並びに連絡文書である。

別表4の番号54の文書は、FATF2017年2月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書である。

別表5の番号5の文書は、FATF2017年6月会合への我が国の対処方針案等に関する文書及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該各文書は、FATF会合等への我が国の対応方針案及び連絡文書であり、下記イないしエに掲げる部分を除き、同会合への対処方針等に関する記載があり、当該部分を用いて関係府省庁間において協議及び検討等を行ったものである。

そうすると、これらを公にすることにより、今後のFATF会合の対応方針の



検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号23、67、111及び130、別表2の番号27及び61、別表3の番号35、56、82及び99、別表4の番号28、41及び54並びに別表5の番号5の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表3の番号82の文書のうち、他国のFATF担当者との電話会議の資料及びその結果概要には、FATFにおける検討事項及びそれに対する各国担当者の率直な意見等の記載があり、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 別表4の番号41の文書のうち、参考資料には、FATFからの他国に対する声明案等が記載されていることが認められ、これらを公にすると、FATF事務局との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 別表の不開示理由⑨の文書(別表1の番号24の文書)

標記文書は、他国に駐在する大使から外務大臣へ宛てた文書であり、当該他国におけるFATF2013年6月会合に向けた取組等を記載した文書であると認められ、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表の不開示理由⑩の文書(別表1の番号25の文書)

標記文書は、参議院議員選挙期間中の法務省幹部への報告案件等が記載された文書及び連絡文書である。

ア 当該文書のうち、下記イに掲げる部分を除く部分について検討するに、当該報告案件は、法務省が当該期間中に行う予定であった事務の概要及び当該事務の報告対象に関する記載があり、これらを公にすると、これらの報告事項に係る組織的な処理体制及び情報共有の範囲等が明らかになり、法務省における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表の不開示理由⑪の文書(別表1の番号26、27及び70の各文書)

ア 別表1の番号26の文書は、公電であって、FATF事務局と我が国担当者との間で行ったFATFハイレベル使節団来日に関する協議の概要を記載した文書である。

これを検討するに、当該文書を公にすると、FATFハイレベル使節団の来日

目的や、FATF事務局が希望する当該使節団の活動内容等が明らかになることから、FATF事務局との信頼関係を損なうおそれがあるのみならず、今後の同種の交渉の柔軟性を損なうことになり、ひいては交渉上の不利益を被るおそれがあることは否定できない。

したがって、当該文書は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれや他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号27の文書は、①FATFハイレベル使節団来日に関する文書及び②上記アの文書並びに③連絡文書であり、上記②については、上記アにおいて既に検討していることから、この部分を除き、以下、検討することとする。

(ア) 上記①の文書には、上記アの文書を前提としたFATFハイレベル使節団の活動内容等についての関係府省庁間における調整に係る記載があり、これを公にすると、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 上記③の連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号70の文書は、FATF事務局と我が国担当者とで行ったFATFハイレベル使節団来日に関する協議の概要を記載した文書であり、別表1の番号27の文書の一部であることから、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(13) 別表の不開示理由⑫の文書(別表1の番号28の文書)

標記文書は、FATFハイレベル使節団メンバーの氏名、顔写真及び経歴等が具体的に記載された資料である。

当該文書については、これらを公にすることにより、詳細事項を明らかにしていないFATFハイレベル使節団との面談内容等を推認されるおそれがあり、法務省では、国際機関の職員について、局長級以上の場合には公表慣行があるものとしており、当該国際機関の職員は局長級以上には該当せず、局長級以上のハイレベル使節団メンバーについては、法務省刑国第406号及び同第607号において開示しているところ、これらを公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(14) 別表の不開示理由⑬の文書(別表1の番号32、35、40、42、48、49、51、54ないし56、58、60、61及び76の各文書)

ア 別表1の番号32及び40の各文書は、ハイレベル使節団に対して提示するアクションプラン案及びハイレベル使節団への応答要領案等並びに連絡文書である。

別表1の番号35の文書は、FATFハイレベル使節団来日についての想定問答案等及び連絡文書である。

別表1の番号49の文書は、アクションプラン案の英語訳付き文書及び連絡文

書である。

別表1の番号60の文書は、別表6の通番11の部分を除き、FATFハイレベル使節団に対する発言要領、応答要領案及び挨拶案並びに連絡文書である。

別表1の番号61の文書は、アクションプラン案及びハイレベル使節団応答要領案並びに連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、FATFハイレベル使節団来日の際の発言要領、応答要領、アクションプラン案及び連絡文書であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該発言要領、応答要領及びアクションプランの担当省庁等の割り振り並びに修正及び意見等の記載があり、これらを公にすることにより、今後のFATF相互審査に向けた政策調整において、関係省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ)当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号42、51、54ないし56及び58の各文書は、FATFハイレベル使節団についての官邸説明資料案等及び連絡文書である。

別表1の番号48の文書は、FATFハイレベル使節団についての関係府省庁打合せの資料案及び連絡文書である。

(ア)これを検討するに、当該各文書は、FATFハイレベル使節団についての官邸説明資料等及び連絡文書であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該事案について、法務省等における修正及び意見に関する記載があり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ)当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号76の文書は、別表6の通番15の部分を除き、FATFハイレベル使節団の応対に関する文書、来日した際の結果に関する文書等及び連絡文書である。

(ア)当該文書のうち、FATFハイレベル使節団の応対に関する文書には、FATFハイレベル使節団の来日中の面談、会合及びそれに伴う日本側の応対等についての記載があり、これらを公にすると、FATFハイレベル使節団の規模並びにFATFハイレベル使節団が行った面談及び会合等の内容が明らかとなり、その結果として、FATF事務局の活動や関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ)当該文書のうち、FATFハイレベル使節団公式ディナーに関する文書については、公式ディナーの開催日時、参加者及び座席等に関する記載があり、こ



れらを公にすると、特定の出席者が集まっていたということが明らかにされること自体が我が国の交渉状況を明らかにすることと同様の結果を招来し、FATF対応に係る我が国の関係者の範囲及び関与の状況が推認できる可能性があり、我が国が交渉上の不利益を被るおそれがあることから、当該文書の全部は、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 当該文書のうち、FATFハイレベル使節団との会合記録については、FATF事務局からの意見の記載があるが、当該部分を公にすると、FATF事務局が公開されることを予定せずに行った忌たんない発言が一般的に公開されることになるとの疑念を持たれ、信頼関係を損なうこととなり、ひいてはこれまでの信頼関係に基づいて入手していた情報が取得困難になるなどの交渉上の不利益を被るおそれがある。

そうすると、当該部分を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 当該文書に記載されたFATFハイレベル使節団メンバーの氏名、顔写真及び経歴等のうち、別表6の通番15に掲げる部分を除く部分は、別表1の番号28の文書の日本語訳であると認められ、上記(13)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(オ) 当該文書のうち、FATF事務局からの文書を検討するに、当該文書は、FATF事務局から我が国に宛てた文書であり、その内容等を公にすることにより、他国又はFATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(カ) 当該文書のうち、法務大臣説明資料部分について、当該部分は、FATFハイレベル使節団の訪日結果に関する極めて機微な事項にわたる情報の記載が認められ、上記(2)カ(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(キ) 当該文書のうち、記者会見想定に関する文書について、以下検討するに、当該文書は、法務省内で作成した想定問答であり、当該文書を用いて、法務省において協議及び検討を行ったものである。

そうすると、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、法務省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ク) 当該文書のうち、その余の部分である連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(15) 別表の不開示理由⑭の文書(別表1の番号33、37、73、115、133

及び134、別表2の番号33、68及び86、別表3の番号28、36、43、47、65、72、85及び100並びに別表4の番号32、51及び86の各文書)

ア 別表1の番号33、37及び73の各文書は、FATF2013年6月会合の模様の記録案であり、別表6の通番6、7及び13に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の概要の記載がある。

別表1の番号115の文書は、FATF2013年10月会合の模様の記録案及び連絡文書であり、別表6の通番17に掲げる部分を除く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め同会合の結果概要等の記載がある。

別表1の番号133及び134の各文書は、FATF2014年2月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番18及び19に掲げる部分を除く部分には、他国の報告及び意見等を含め同会合の結果概要等の記載がある。

別表2の番号33の文書は、FATF2014年6月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番25に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め同会合の結果概要等の記載がある。

別表2の68の文書は、FATF2014年10月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番33に掲げる部分を除く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載がある。

別表3の番号28の文書は、FATF2015年2月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番35に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載がある。

別表3の番号36の文書は、FATF2015年6月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番36に掲げる部分を除く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載がある。

別表3の番号47の文書は、FATF2015年6月会合の模様の記録案及び同記録案を送付した公電であり、別表6の通番38に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載及び当該記録の送付に関する事項の記載がある。

別表3の番号65の文書は、FATF2015年10月会合の模様の記録及び連絡文書であり、別表6の通番39に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載がある。

別表3の番号85の文書は、FATF2015年12月臨時会合の模様の記録案等及び連絡文書並びに同記録を送付した公電であり、別表6の通番45に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告意見等を含め、同会合の結果概要等の記載及び当該記録についての取扱いに関する記載がある。

別表3の番号100の文書は、FATF2016年2月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番46に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載がある。

別表4の番号32の文書は、FATF2016年6月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番48に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載がある。

別表4の番号51の文書は、FATF2016年10月会合の模様の記録案等



及び連絡文書であり、別表6の通番5-1に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載がある。

別表4の番号86の文書は、FATF2017年2月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番52に掲げる部分を除く部分は、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載がある。

(ア) 当該各文書について検討するに、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、今後のFATF対応に資するため、関係府省庁間において、FATF会合での各国の意見や指摘事項を整理し、検討したものであり、その目的のため、関係府省庁のFATFへの関心事項や着眼点が率直に反映されたものとなっており、これらを公にすると、関係府省庁の関心事項等が明らかとなり、それを記録することをちゅうちょする等して、今後のFATF対応における十分な議論、意思疎通に支障を来し、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号115、133及び134、別表2の番号33及び68、別表3の番号28、36、65、85及び100並びに別表4の番号32、51及び86の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表3の番号47及び番号85の各文書のうち、公電については、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表2の番号33並びに別表4の番号32及び51の各文書のうち、FATF会合の会議名称欄(英文)及びFATF会合模様の添付資料について検討するに、当該部分は、FATF会合模様に付属する資料であり、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の内容が推認される可能性があると認められ、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表2の番号86の文書は、FATF2015年2月全体会合の結果速報案等及びその参考資料並びに連絡文書である。

別表3の番号43の文書は、FATF2015年6月全体会合の結果速報案等である。

別表3の番号72の文書は、FATF2015年10月全体会合の結果速報案等及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、FATF全体会合における議論の結果の速報であり、その概要が記載されており、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の概要が推認される可能性があり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表2の番号86及び別表3の番号72の文書のうち、連絡文書について検



討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ウ）別表2の番号86の文書のうち、参考資料の文書は、2015年FATF2月全体会合の議論において指摘された事項等及びその対応について記載された文書であり、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の議論の内容が推認される可能性があり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（16）別表の不開示理由⑯の文書（別表1の番号34の文書）

標記文書は、G20の財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明案（コミュニケ案）及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、当該会議において検討された共同声明案であり、マネーロンダリング・テロ資金供与対策等に関する記載がある。

国際会議における検討中の共同声明案は、一般的に、公開を前提とはしていないものであり、国際会議参加国等も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。そうすると、当該文書を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（17）別表の不開示理由⑰の文書（別表1の番号36、50、106、108及び117、別表2の番号43、別表3の番号18、77、96及び98、別表4の番号11ないし13並びに別表5の番号7の各文書）

標記各文書は、FATFのMONEYVAL（欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合）及びFATF第4次審査等に関連した複数の他国との国際協力に関する情報提供（実績等）が記載された文書並びに連絡文書である。

ア これを検討するに、当該各文書は、下記イに掲げる部分を除き、FATF事務局からの照会に対する回答及び回答に用いた参考資料であることから、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（18）別表の不開示理由⑱の文書（別表1の番号43の文書）

標記文書は、FATF議長から担当大臣宛てた文書等であり、FATF事務

  
局における日本の取組に関する認識に関する記載がある。

これを検討するに、当該文書は、別表6の通番9に掲げる部分を除き、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(19) 別表の不開示理由⑯の文書（別表1の番号45の文書）

標記文書は、FATFハイレベル使節団メンバーの氏名、顔写真及び経歴等が具体的に記載された別表1の番号28の文書を日本語訳した文書であり、上記(13)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(20) 別表の不開示理由⑰の文書（別表1の番号52の文書）

標記文書は、FATFハイレベル使節団来日に際して行われた公式ディナーの我が国の出席予定者及び当該出席者に関する文書並びに連絡文書である。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イの部分を除き、当該公式ディナーの関係府省庁の出席予定者及び公式ディナーに関する記載があり、上記(14)ウ(イ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(21) 別表の不開示理由⑱の文書（別表1の番号53の文書）

標記文書は、FATFハイレベル使節団の訪日スケジュール案の変更に関する文書及び連絡文書である。

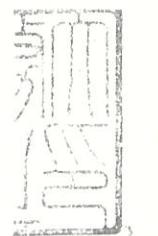
ア 標記文書について検討するに、標記文書は、下記イに掲げる部分を除き、変更後のFATFハイレベル使節団の訪日スケジュール案の記載があり、これを公にすると、法務省に直接関係しない情報についてやり取りをすることを差し控え、関係府省庁との間の迅速で円滑な情報共有等が困難になり、その結果、今後のFATF対応について、関係府省庁からの連絡等が遅延したり、法務省が正確な情報を入手できなくなったり、FATF対応に係る情報の取得といった法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(22) 別表の不開示理由⑲の文書（別表1の番号57、71、74、89及び107、別表2の番号52、別表4の番号1ないし4並びに別表5の番号1及び2の各文書）

ア 別表1の番号57の文書は、FATFのWEGI（評価・履行作業部会）における第4次相互審査評価基準書（日本語訳）及び連絡文書である。

別表1の番号71及び74の各文書は、FATFの声明文（仮訳）及び国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善継続プロセス（仮訳）並びに連絡文



書である。

別表1の番号89の文書は、FATFの声明文（仮訳）、国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善継続プロセス（仮訳）及び仮訳の確認に用いる資料並びに連絡文書である。

別表1の番号107の文書は、テロ資金提供処罰関係の法案（英語仮訳）及び連絡文書である。

別表2の番号52の文書は、国家公安委員会ウェブサイトへの掲載資料案及び連絡文書である。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記（イ）及び（ウ）に掲げる部分を除き、当該文書案について法務省等で検討等を行ったものであり、関係府省庁において協議及び検討等を行った文書である。

そうすると、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の確認及び検討において、関係府省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号89の文書のうち、FATFのロゴマークが付された文書について検討するに、当該文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であり、当該各文書は、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表4の番号1の文書は、平成29年度概算要求額（FATF分担金）及び平成29年度APG分担金関係省庁要求額内訳（案）である。

別表4の番号2の文書は、府省庁別平成29年度分担金・拠出金概算要求額の記載がある文書及び連絡文書である。

別表4の番号3の文書は、法務省等から国際機関への拠出金・出資金等の記載がある文書及び連絡文書であり、別表6の通番47に掲げる部分を除き、関係府省庁において、国際機関への拠出金・出資金等に関する報告書について検討等を行った文書である。

別表4の番号4の文書は、省庁別の2017年OECDF分担金額が記載された文書及び連絡文書である。

別表5の番号1の文書は、平成28年度行政事業レビュー案に関する文書である。

別表5の番号2の文書は、平成28年度行政事業レビュー案の添付資料及び連絡文書であり、別表6の通番53に掲げる部分を除き、法務省内でその記載内容の確認等を行った文書である。

(ア) これを検討するに、当該不開示維持部分は、FATFに係る予算額及びFATFに係る事業についての行政事業レビューに関する文書であり、下記（イ）に掲げる部分を除き、法務省において、関係府省庁からの文書について、その



記載内容を検討した文書であり、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、関係府省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表4の番号2ないし4及び別表5の番号2の各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(23) 別表の不開示理由②の文書(別表1の番号59、69及び81の各文書)

別表1の番号59の文書は、公電であり、当該他国から我が国に対して行われたFATFへの新規加盟要請に関する文書である。

別表1の番号69の文書は、他国から我が国に対して送付されたFATFへの新規加盟要請に関する文書である。

別表1の番号81の文書は、公電であり、他国から我が国に対して行われたFATFへの新規加盟要請に関する文書である。

これを検討するに、当該各文書には、他国から我が国に対して行われたFATFへの新規加盟要請に関する記載があり、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(24) 別表の不開示理由③の文書(別表1の番号68の文書)

標記文書は、FATF2015年6月会合の対処方針案であり、会合の議題及び内容、我が国の対応方針等が記載されている。

当該文書について検討するに、当該文書は、FATF会合の対応方針等について、法務省等において検討を行った文書であり、これらを用いて関係府省庁間において協議及び検討を行ったものと認められ、上記(9)アと同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(25) 別表の不開示理由④の文書(別表1の番号82の文書)

標記文書は、公電であり、他国のFATFグレーリストからの削除要請に関する状況についての報告である。そうすると、これを公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(26) 別表の不開示理由⑤の文書(別表1の番号85の文書)

標記文書は、公電であり、FATFに関する我が国の取組の説明に対する他の意見等の記載がある文書である。そうすると、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(27) 別表の不開示理由⑥の文書(別表2の番号3及び別表3の番号110の各文書)

標記各文書は、我が国のテロ資金対策についての他国からの質問事項及びこれに対する回答に関する文書並びに連絡文書であり、別表6の通番20に掲げる部分を除き、その内容を法務省等で検討したものである。

ア これを検討するに、当該各文書は、他国からの照会に対する回答であり、下記イの部分を除き、法務省等において検討を行ったものであり、これらを用いて、



関係府省庁間において協議及び検討を行つたものであることから、これらを公にすることにより、今後の同種の照会に対する回答の議論において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(28) 別表の不開示理由②7の文書(別表2の番号7の文書)

標記文書は、別表6の通番21に掲げる部分を除き、統合型リゾート(I R)に係るマネー・ローンダリング対策を含む詳細な制度設計について記載された文書及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イの部分を除き、これを公にすることにより、関係府省庁における未成熟な段階の情報が明らかとなり、今後の同種の議論において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(29) 別表の不開示理由②8の文書(別表2の番号8の文書)

標記文書は、関係府省庁からのFATF関連の情報を含む文書に係る情報公開請求の対応についての検討文書及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イの部分を除き、上記の情報公開請求の対象文書及び関係府省庁による不開示部分の検討内容等についての具体的な記載があり、上記(5)アと同様の理由により、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(30) 別表の不開示理由②9の文書(別表2の番号31及び別表4の番号43の各文書)

別表2の番号31の文書は、FATF2014年6月会合の結果速報を伝達した公電である。

別表4の番号43の文書は、FATF2016年10月会合結果の速報及び連絡文書であり、別表6の通番49に掲げる部分を除き、同会合の結果等の記載ある。

ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イに掲げる部分を除き、FATF会合における議論の内容の記載があり、上記(15)イ(ア)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。



イ 別表4の番号43の文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(31) 別表の不開示理由⑩の文書(別表2の番号44の文書)

標記文書は、FATF議長から我が国のFATF担当大臣宛てた文書(日本語仮訳を含む。)及び連絡文書であり、別表6の通番30に掲げる部分を除き、FATFからの我が国に対する措置等の記載がある。

ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イに掲げる部分を除き、我が国のFATF勧告への対応状況についてのFATFの見解等の記載があり、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(32) 別表の不開示理由⑪の文書(別表2の番号45及び50の各文書)

標記各文書は、公電であり、FATF議長との面談結果等の記載があり、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(33) 別表の不開示理由⑫の文書(別表3の番号8の文書)

標記文書は、次期FATF副議長のノミネート(候補)に関する文書及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該文書は、次期FATF副議長候補に関する文書であり、下記イに掲げる部分を除き、国際機関の役員の選考の過程等に関する情報の一部であり、一般的に、同種の情報について、我が国が公にしている情報を除いては、公開を前提とはしていないものであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。

したがって、これらの情報を公にした場合、我が国が国際機関における役員の選考に関する情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなる可能性があり、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(34) 別表の不開示理由⑬の文書(別表3の番号9、76及び112並びに別表4の番号5、7、9及び10の各文書)

別表3の番号9の文書は、テロ資金対策強化に向けたG7の取組の案及び連絡文書である。

別表3の番号76の文書は、他国が作成したG20におけるテロに関する声明

案（日本語仮訳を含む。）及び連絡文書である。

別表3の番号112の文書は、テロ資金対策に関するG7行動計画の案及び連絡文書である。

別表4の番号5、7及び10の文書は、テロ資金対策に関するG7行動計画の案及びその関係資料並びに連絡文書である。

別表4の番号9の文書は、他国からのG7会合における優先事項に関する文書案及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該各文書は、G7又はG20の会合に向けて作成された文書であり、下記イに掲げる部分を除き、当該各文書には法務省等の意見及び他国の意見等が記載されており、当該部分を公にすると、国際枠組みにおける各国担当者の交渉姿勢及び主張の内容等が明らかになる可能性があり、他国又は国際機関との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該各文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### （35）別表の不開示理由④の文書（別表3の番号10の文書）

標記文書は、国際会議に向けた事前調整のための非公開のFATF担当者会議に関する概要をまとめた文書であり、日時、場所、出席者及び他国担当者の発言内容を含む会議の概要が記載されている。

これを検討するに、日時、場所及び出席者については、上記（14）ウ（イ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、他国担当者の発言内容を含む会議の概要については、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、同号に該当することから、標記文書を不開示としたことは妥当である。

#### （36）別表の不開示理由⑤の文書（別表3の番号40、44及び46の各文書）

別表3の番号40の文書は、他国大使館員との面談結果に係る文書及び連絡文書である。

別表3の番号44の文書は、公電であり、他国の在京大使館員との面談結果に関する文書である。

別表3の番号46の文書は、公電であり、他国の担当者との意見交換に関する文書である。

ア これを検討するに、当該各文書は、下記イに掲げる部分を除き、他国からの協力要請や我が国の対応に関する他国の意見等の記載があり、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表3の番号40の文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### （37）別表の不開示理由⑥の文書（別表3の番号87、101、102及び105の各文書）

別表3の番号87及び101の各文書は、FATF事務局の報道発表資料案で

ある。

別表3の番号102の文書は、FATF及びCIFGのコミュニケ案（公式声明書案）である。

別表3の番号105の文書は、他国に対するFATFのステートメント案（声明案）である。

標記各文書については、FATFウェブサイトで公表されている文書の検討段階のものであり、検討段階の文書を公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるところ、検討段階の文書は、通常、国際機関との関係で公開を前提とはしていないものであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。そうすると、我が国が国際機関から得た情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなり、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (38) 別表の不開示理由⑦の文書（別表3の番号91の文書）

標記文書は、他国が提案したテロ資金供与対策に係るフレームワークの提案に関する文書である。そうすると、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (39) 別表の不開示理由⑧の文書（別表3の番号97及び別表4の番号1・4の各文書）

別表3の番号97の文書は、公電であり、国際会議における我が国のテロ対策に向けた取組に関する他国の担当者の意見が記載されている文書である。

別表4の番号14の文書は、公電であり、FATF2016年2月会合における我が国のFATFの勧告5に対する対応に関する他国の担当者のコメントが記載されている。

これを検討するに、当該各文書には、我が国の対応に関する他国の意見等が記載されており、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (40) 別表の不開示理由⑨の文書（別表3の番号111の文書）

標記文書は、①国連安保理における特定国に対する安保理決議案（日本語仮訳あり）及び②当該案に基づく措置への我が国の対応案等に関する文書である。

これを検討するに、当該文書のうち、上記①は、通常、国際機関との関係で公開を前提とはしていないものであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられ、上記（37）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

また、当該文書のうち、上記②は、関係府省庁において、今後の特定国への対応等を検討した文書であり、当該文書を公にすることにより、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。



(4 1) 別表の不開示理由⑩の文書（別表4の番号16の文書）

標記文書は、他国からの面会要請に関する文書及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、他国から我が国に対する照会事項等が記載されており、これを公にすると、他国の関心事項が明らかとなると認められることから、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4 2) 別表の不開示理由⑪の文書（別表4の番号18の文書）

標記文書は、2016年のOECDビジネス・金融アウトロックの一部に関する文書及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、OECDから発出される文書案の一部を関係府省庁で検討した文書であり、関係府省庁の意見等の記載があり、これを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4 3) 別表の不開示理由⑫の文書（別表4の番号23の文書）

標記文書は、①実質的所有者（Beneficial Ownership）に関する文書及び②実質的所有者に関するFATFからG20への報告書案並びに連絡文書である。

ア これを検討するに、当該文書は、実質的所有者についての今後の対応に関する文書であり、下記イ及びウに掲げる部分を除き、法務省等の修正及び意見等の記載があり、これを公にすることにより、今後の同種の検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 当該文書のうち、上記②の実質的所有者に関するFATFからG20への報告書案について検討するに、当該部分は、上記イの連絡文書及び当該報告書案の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(44) 別表の不開示理由④の文書（別表4の番号44の文書）

標記文書は、非公開のFATF専門家会議の概要等が記載された文書及びその参考資料である。

これを検討するに、当該文書は、別表6の通番50に掲げる部分を除き、当該会議における他国の意見等の記載があり、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(45) 別表の不開示理由⑤の文書（別表4の番号88の文書）

標記文書は、他国主催の金融インテリジェンス共有プログラムのイベントに関する文書及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該プログラム自体は、ウェブサイト等で公表されているが、上記イベントについては公にされていないものであり、当該イベントについて照会があった事実を公にすると、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、これらを公にすることにより、公にされていない上記イベントについて他国から照会があったという事実を明らかにすることとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載があり、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

#### （1）上記意見書1における文書について

ア FATF事務局作成の会合文書並びに未成熟な段階の議論及び既に終わった協議に関する文書に係る審査請求人の主張について、おおむね以下のとおり補足して説明する。

（ア）審査請求人は、上記意見書1のア（ウ）において、特定書籍に関する記述を根拠として引用し、「For Official Use」と記載されているFATF事務局作成の会合文書であっても、FATF加盟国が対外的に公表しないことを求められているわけではない旨主張している。

しかしながら、上記論文の引用部分は、米国における国家機密に係る情報の取扱いについて、「FOUO (For Official Use Only)」という呼称の使用方法を紹介しているにすぎず、「For Official Use」という呼称の一般的な解釈を与えているものではない。さらには、同論文が、FATFにおける文書の取扱いについて何らの指針を示すものでないことも明らかである。よって、同論文の記載内容が、FATFの会合文書について、「加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められているわけではない」旨の審査請求人の主張を裏付けるものとはいえない。

また、「For Official Use」と記載のあるFATFの会合文書には、おおむね以下の注釈が付されている。

（注釈）「当該文書はFATF加盟国及びオブザーバーのみによる使用のためのものであり、FATFからの事前許可なしに公にすることや、第三者に配布

することはできない。(仮訳)」

このことからも、「For Official Use」と記載されたFATF事務局作成の会合文書について、加盟国が対外的に公表しないことを求められていることは明らかであり、それを前提として作成された文書を公にすることで、他国又は国際機関との信頼関係を損なったり、交渉上不利益を被ったりするという重大かつ深刻な事態を招くおそれがある。

以上により、「For Official Use」と記載されるFATF会合文書について、「加盟国は対外的に公表しないことを求められているとする根拠がない」との審査請求人の指摘は当たらない。

(イ) 審査請求人は、上記意見書1のア(オ)において、「省庁間における未成熟な段階の議論」は、過去、秘密保護法の省庁間の議論を情報公開請求した際、国会上程後は公開された。」と主張している。

また、「裁判を行ったところ、最高裁でもそのように確定した。」旨の記載に關し、その内容は、秘密保護法に係る行政文書開示請求に関する裁判であると思われる。同記載の「そのように」の意味について、正確なところは判然としないものの、「省庁間における未成熟な段階の議論であっても、国会上程後は公開すべき」という趣旨であると思われる。

以上を踏まえ、ウェブサイトにより、上記最高裁判所の裁判例について確認したところ、その内容は、上記意見書1から読み取れる上記趣旨と異なったものであり、審査請求人の主張を裏付けるものではない。

なお、上記裁判例のほかに、上記意見書1に記載された趣旨に係る最高裁判所の判決等は確認できなかった。

イ これを検討するに、審査請求人が上記意見書1において主張するFATF事務局作成の会合文書については、上記2(2)イ(エ)等で判断したとおりであり、また、未成熟な段階の議論及び既に終わった協議に関する文書に係る主張についても、上記2(2)ア(ア)等で判断したとおりであって、審査請求人の上記主張は、いずれも採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を不開示とした原処分を変更し、別表6に記載する部分を開示し、その余の部分については、法5条3号及び5号並びに6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、原処分に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、本裁決と同趣旨の判断が示されているところである。

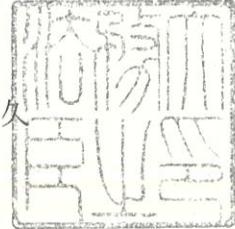
よって、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、

この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

令和4年5月19日

法務大臣 古川禎



別紙



## 1 本件請求文書

- |  |  |
|--|--|
| (1) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」  |  |
| (2) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成26年度 金融作業部会関係(FATF)」 |  |
| (3) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成27年度 金融作業部会関係」       |  |
| (4) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成28年度 金融作業部会関係」       |  |
| (5) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成29年度 金融作業部会関係」       |  |

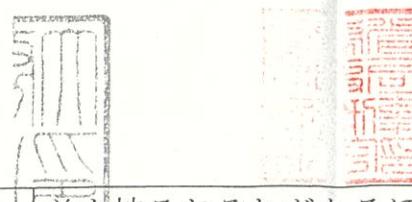
## 2 本件対象文書

- |  |  |
|--|--|
| (1) 「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書  |  |
| (2) 「平成26年度 金融作業部会関係(FATF)」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書 |  |
| (3) 「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書       |  |
| (4) 「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書       |  |
| (5) 「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書       |  |

別表1

番号	文書名	不開示理由
1	FATF局長級会合：①結果 ②会議資料（第406号及び 第607号で開示決定された 部分を除く。）	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由①」という。）。
2	財務大臣からのFATF議長宛てレター	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に関して、財務大臣からFATF議長に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又はFATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由②」という。）。
3	【照会】FATF第4次相互審査プロセス（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	当該文書は、「For Official Use」と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又

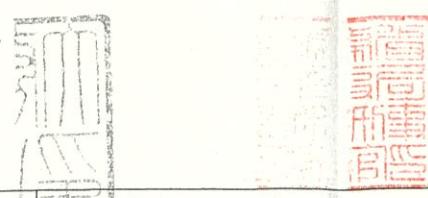
		は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由③」という。）。
4	【照会】FATF腐敗対策に係るベストプラクティスペーパー	同上
5	【照会】FATF第4次相互審査プロセスに対するコメント案	同上
6	【照会】FATF改訂勧告5（旧SRⅡ）に関するガイドンス	同上
7	【照会】FATF局長級会合：結果	不開示理由①
8	【照会】FATF勧告6（旧SR3）に係るベストプラクティスペーパー	不開示理由③
9	【照会】FATF局長級会合：結果	不開示理由①
10	【照会】FATF ICRGリスト掲載国への措置報告書	同上
11	【照会】作業工程表の作成	同上
12	【照会】第6次フォローアップ報告書	同上
13	同上	同上
14	【照会】情報公開請求に関する他省庁からの照会	当該文書は、FATF関連の情報を含む情報公開請求に関する他省庁からの照会文書であり、文書に記載された内容は、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利



		益を被るおそれがあるほか、各省庁間において検討段階の未成熟な情報が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由④」という。）。
15	FATF PEPs (Politically Exposed Persons) に係るガイダンスドラフト	当該文書は、「For Official Use」と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑤」という。）。
16	【照会】第6次フォローアップ報告書	不開示理由①
17	第6次フォローアップ報告書	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑥」という。）。
18	【照会】FATF勧告8に係るベストプラクティスピーパー	不開示理由③

19	第6次フォローアップ報告書 資料	不開示理由⑥
20	【照会】第6次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③
21	第6次フォローアップ報告書	不開示理由⑤
22	【照会】ハイレベル使節団の訪日	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に関して省庁間で協議、検討を行うもの、及び「For Official Use」と明記されたFATF事務局作成の関連文書であり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑦」という。）。
23	【照会】FATF6月会合： 対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれが

		あるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑧」という。）。
24	【公電】FATF6月会合に向けた他国の取組	当該文書は、詳細な議事について公表されていないFATF会合において報告するために共有された他のFATF勧告への取組を記載したものであり、これを公にすることにより、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑨」という。）。
25	【照会】参議院選挙期間中の報告案件	当該文書は、選挙期間中の大臣等への報告事項を事前に提出するものであり、これを公にすることにより、行政機関内部における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑩」という。）。
26	【公電】ハイレベル使節団の来日時期等	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に関して、FATF事務局と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑪」という。）。
27	【照会】ハイレベル使節団の訪日について	不開示理由⑪
28	ハイレベル使節団の訪日メンバー（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	当該文書は、ハイレベル使節団メンバーに関する資料であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ



		や交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑫」という。）。
29	FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会（第1回）合同会議：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
30	局長級会合及びアクションプラン作成について	同上
31	【照会】ハイレベル使節団：局長級会合の実施	同上
32	【照会】ハイレベル使節団： ①アクションプラン②応答要領	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑬」という。）。

33	FATF 6月会合：模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていない FATF 会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑭」という。）。
34	【照会】G20：財務大臣・中央銀行総裁会議コミュニケーション案	当該文書は、他国作成の文書について省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討が十分でない情報が含まれているため、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑮」という。）。
35	【照会】ハイレベル使節団：想定問答	不開示理由⑬
36	【照会】MONEYVAL（欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合）：国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示

		とした（以下「不開示理由⑯」という。）。
37	FATF 6月会合：模様	不開示理由⑭
38	FATF 局長級会合：①結果 ②会議資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
39	警察庁法案説明会：結果	同上
40	【照会】ハイレベル使節団対応：①アクションプラン②応答要領	不開示理由⑬
41	【照会】FATF 官邸説明資料	不開示理由①
42	【照会】ハイレベル使節団：官邸説明資料	不開示理由⑬
43	FATF 議長からの担当大臣宛てレター	当該文書は、詳細事項について明らかにしていない FATF ハイレベル使節団来日に関して、FATF 議長から担当大臣に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又は FATF 事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑯」という）。
44	【照会】犯罪対策に関する行動計画	不開示理由①
45	ハイレベル使節団の訪日メンバー（和文）（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	当該文書は、詳細事項について明らかにしていない FATF ハイレベル使節団のメンバーに関する資料であり、これを公にすることにより、他国又は FATF 事務局との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑯」という）。
46	【照会】ハイレベル使節団：	不開示理由①

	官邸説明資料	
4 7	【照会】FATF IC RG リスト掲載国への措置	同上
4 8	【照会】FATF 関係省庁打 合せ：資料	不開示理由⑯
4 9	【照会】ハイレベル使節団： アクションプランI（英訳）	同上
5 0	【照会】MONEYVAL（ 欧州評議会マネーロンダリン グ対策評価専門家会合）：国 際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
5 1	ハイレベル使節団：官邸説明 資料	不開示理由⑯
5 2	【照会】ハイレベル使節団： 公式ディナー	当該文書は、詳細事項について明らかにしていない FATF ハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF 事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF 事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間で検討段階の内容が含まれており、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑯」という。）。
5 3	ハイレベル使節団：スケジュー ール変更	当該文書は、詳細事項について明らかにしていない FATF ハイレベル使節団来日に係る我が国の対応についての文書であり、これを公にすることにより、FATF 事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF 事務局との信頼関係が損なわ

		れるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑩」という。）。
5 4	【照会】ハイレベル使節団：官邸説明	不開示理由⑬
5 5	【照会】ハイレベル使節団：官邸説明資料	同上
5 6	同上	同上
5 7	【照会】W E G I 第4次相互審査評価基準書（M e t h o d o l o g y）和訳（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑪」という）。
5 8	【照会】ハイレベル使節団：官邸説明資料	不開示理由⑬
5 9	【公電】F A T F 新規加盟要請	当該文書は、他国のF A T F 加盟に関する文書であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑫」という）。
6 0	【照会】F A T F ハイレベル使節団：発言・応答要領	不開示理由⑬
6 1	【照会】F A T F ハイレベル使節団：①アクションプラン ②応答要領	同上
6 2	F A T F 6月会合：議題	不開示理由⑤
6 3	【照会】F A T F 6月会合における発言要領	不開示理由①
6 4	同上	同上
6 5	同上	同上

6 6	FATF 6月会合における発言要領	不開示理由⑥
6 7	【照会】FATF 6月会合：対処方針	不開示理由⑧
6 8	FATF 6月会合：対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容、我が国の対応方針が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑬」という。）。
6 9	FATF 新規加盟要請	不開示理由⑫
7 0	FATF 事務局長との面会要旨	不開示理由⑪
7 1	【照会】①声明文②継続プロセス仮訳	不開示理由⑩
7 2	【照会】新規加盟国検討アドホックグループペーパー	不開示理由③
7 3	FATF 6月会合：模様	不開示理由⑭
7 4	【照会】①声明文②継続プロセス仮訳	不開示理由⑩
7 5	FATF メソドロジー勉強会：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
7 6	ハイレベル使節団：対処方針・模様（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由⑬
7 7	【照会】アクションプラン案	不開示理由①
7 8	アクションプラン	同上

7 9	【照会】腐敗に関するベストプラクティスペーパー	不開示理由③
8 0	【照会】テロリストによるN P Oセクターの悪用リスク	同上
8 1	【公電】F A T F 新規加盟要請	不開示理由②
8 2	【公電】他国からのF A T F グレーリスト削除要請	当該文書は、他国におけるF A T F 勧告への取組状況を記載したものであり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由④」という。）。
8 3	アクションプランに対するF A T F 指摘：政務説明資料	不開示理由①
8 4	【照会】F A T F 10月会合 参加国に対する申入れ	同上
8 5	【公電】我が国からの公電に対する参加国の対応	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について、非公開を前提として他国と面談した結果が記載されており、これを公にすることにより、F A T F 事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑤」という。）。
8 6	【照会】第4次審査への審査員派遣	不開示理由③
8 7	国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
8 8	【照会】財務省との面談結果	同上

8 9	【照会】①声明文②継続プロセス（仮訳）（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由②①
9 0	【照会】FATF勧告24及び25の事前審査書	不開示理由①
9 1	【照会】他国のVTC（Voluntary Tax Compliance）プログラム	不開示理由③
9 2	①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会合同会議②顧客管理ワーキンググループ：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
9 3	【照会】FATF説明対象者及び対処方針	同上
9 4	法務大臣説明結果	同上
9 5	【照会】FATF官邸説明資料	同上
9 6	【照会】FATF：ESE（効果的な監督と執行）に係る質問表	同上
9 7	【照会】FATF電話会議資料	同上
9 8	【照会】FATF官邸説明資料	同上
9 9	【照会】第8次フォローアップ報告書	同上
1 0 0	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	同上
1 0 1	【照会】外務省面談結果	同上
1 0 2	【照会】第8次フォローアップ報告書	同上

103	同上	同上
104	国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会第3回：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	同上
105	【照会】FATF幹部説明資料	同上
106	【照会】FATF：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
107	【照会】テロ資金提供処罰法英訳	不開示理由㉑
108	【照会】FATF：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
109	FATF10月会合：議題（Plenary）	不開示理由⑤
110	【照会】FATF10月会合における発言要領	不開示理由①
111	【照会】FATF10月会合：対処方針（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由⑧
112	【照会】FATFフォローアップ・プロセスの終了	不開示理由③
113	【照会】FATFからの質問事項	不開示理由①
114	【照会】FATF10月会合における想定問答	同上
115	【照会】FATF10月会合：模様	不開示理由⑭
116	【照会】第8次フォローアップ報告書：事務局ノート	不開示理由③
117	【照会】MONEYVAL（欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合）：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯

118	第8次フォローアップ報告書 ：事務局ノート	不開示理由⑤
119	【照会】他国のVTC (Voluntary Tax Compliance) プログラム	不開示理由③
120	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	不開示理由①
121	【照会】FATF：データ保護に関する基本原則	不開示理由③
122	【照会】FATF官邸説明資料	不開示理由①
123	【照会】FATF戦略及びガバナンス	不開示理由③
124	【照会】FATFワークプラン	同上
125	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	不開示理由①
126	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	不開示理由③
127	【照会】FATF専門家会合	同上
128	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	同上
129	【照会】法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス改定	同上
130	【照会】FATF2月会合：対処方針	不開示理由⑧
131	【照会】FATF2月会合における発言要領	不開示理由①
132	FATF2月会合：フォローアップ報告結果	不開示理由⑥
133	【照会】FATF2月会合：模様	不開示理由⑭
134	FATF2月会合：模様	同上

別表2

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス	不開示理由③
2	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	不開示理由①
3	【照会】テロ資金対策に関する他国からの質問事項	当該文書は、我が国のテロ資金対策に関する他国からの照会について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討段階の未成熟な情報が明らかとなり、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑥」という。）。
4	【照会】FATF幹部説明資料	不開示理由①
5	【照会】FATF官邸説明資料	同上
6	【照会】FATF官邸説明資料	同上
7	【照会】統合型リゾート（IR）に関する照会	当該文書は、統合型リゾート（IR）に係るマネー・ローンダリング対策を含む詳細な制度設計について各省庁に協議するものであり、これを公にすることにより、各省庁において検討段階である未成熟な情報が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条5号

		に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑦」という。）。
8	【照会】情報公開請求に対する他省庁からの照会	当該文書は、FATF関連の情報を含む情報公開請求に関する他省庁からの照会について検討を行うものであり、これを公にすることにより、省庁間で検討段階の未成熟な議論が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑧」という。）。
9	FATF官邸説明資料	不開示理由①
10	【照会】①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議②国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会	同上
11	ナショナル・リスク・アセスメント概要	同上
12	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	同上
13	同上	同上
14	同上	同上
15	同上	同上
16	同上	同上
17	同上	同上
18	【照会】第9次フォローアップ報告書	同上
19	【照会】アクションプラン	同上
20	FATF会議予定及び審査スケジュール	不開示理由⑤
21	FATF6月会合：議題（RTMG）	同上
22	FATF6月会合：議題（PDG）	同上
23	FATF6月会合：議題（P）	同上

	l e n a r y )	
2 4	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	不開示理由③
2 5	【照会】第9次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	同上
2 6	【照会】FATF 6月会合参加国に対する申入れ	不開示理由①
2 7	【照会】FATF 6月会合：対処方針	不開示理由⑧
2 8	【照会】FATF官邸説明資料	不開示理由①
2 9	【照会】FATF 6月会合における発言要領	同上
3 0	FATF官邸説明結果	同上
3 1	【公電】対日相互審査フォローアップ：6月会合結果速報	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合において、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑨」という。）。
3 2	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
3 3	【照会】FATF 6月会合：模様	不開示理由⑭
3 4	【照会】FATF局長級会合	不開示理由①
3 5	【照会】FATF官邸説明資料	同上
3 6	同上	同上
3 7	【照会】警察庁法案説明資料	同上
3 8	【照会】FATF想定問答	同上
3 9	【照会】FATF年次報告書	不開示理由③

(2013-2014)		
40	法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス	不開示理由⑤
41	FATF戦略2014-2016	同上
42	FATFガバナンスペーパー	同上
43	【照会】FATF：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
44	FATF議長からの担当大臣宛てレター	当該文書は、FATFフォローアップ・プロセスに関して、FATF議長から担当大臣に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又はFATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑰」という。）。
45	【公電】FATF議長との意見交換	当該文書は、FATF議長と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑱」という。）。
46	【照会】FATF官邸説明資料	不開示理由①
47	仮想通貨に係る取組提案	不開示理由⑤
48	ISILへの資金供与に係るプロジェクト	同上
49	FATFガバナンスペーパー	同上
50	【公電】FATF議長との意見交換	不開示理由⑲
51	【照会】第4次相互審査報告書（ノルウェー）	不開示理由⑳
52	【照会】国家公安委員会ホームページへの掲載資料	不開示理由㉑

5 3	【照会】第10次フォローアップ報告書	不開示理由①
5 4	FATF10月会合：議題（GNCG）	不開示理由⑤
5 5	FATF10月会合：議題（ECG）	同上
5 6	FATF10月会合：議題（ICRG）	同上
5 7	FATF10月会合：議題（RTMG）	同上
5 8	FATF10月会合：議題（PDG）	同上
5 9	FATF10月会合：議題（Plenary）	同上
6 0	FATF10月会合：議題及び資料（Experts Meeting on Corruption）	同上
6 1	【照会】FATF10月会合：対処方針	不開示理由⑧
6 2	【照会】第10次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③
6 3	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	不開示理由①
6 4	【照会】FATF10月会合における発言要領	同上
6 5	【照会】ステートメント案	同上
6 6	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	同上
6 7	【照会】全国銀行協会との面談	同上
6 8	【照会】FATF10月会合：模様	不開示理由⑭
6 9	今後のFATF全体会合におけるフォローアップ報告	不開示理由①
7 0	【照会】第11次フォローア	同上

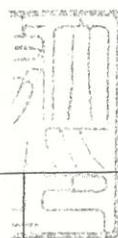
	ツップ報告書	
7 1	【照会】FATF官邸説明資料	同上
7 2	FATF 2月会合：議題（E CG）	不開示理由⑤
7 3	FATF 2月会合：議題（G NCG）	同上
7 4	FATF 2月会合：議題（I CRG）	同上
7 5	FATF 2月会合：議題（P DG）	同上
7 6	FATF 2月会合：議題（P lenary）	同上
7 7	FATF 2月会合：議題（R TMG）	同上
7 8	FATF IC RGプロセスの改定	同上
7 9	NPOの悪用防止に関するベストプラクティス・ペーパー	同上
8 0	RBA（Risk Based Approach）ガイドンスドロフト	同上
8 1	RTMGプロジェクト見通し	同上
8 2	【照会】第11次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③
8 3	【照会】FATFとの電話会議資料	不開示理由①
8 4	【照会】FATF 2月会合における発言要領	同上
8 5	【照会】FATF官邸説明資料	同上
8 6	【照会】FATF 2月会合：結果速報	不開示理由⑭
8 7	【照会】第11次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③

8 8	テロ資金供与対策に係る提案	不開示理由⑤
8 9	【照会】FATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査	不開示理由①
9 0	【照会】第4次相互審査スケジュール及びフォローアッププロセス	不開示理由③
9 1	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①

別表3

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】FATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査	不開示理由①
2	テロ資金対策に係るFATF調査報告書	不開示理由⑤
3	【照会】FATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査(追加)	不開示理由①
4	【照会】テロ資金対策に係るG20へのFATF報告書	不開示理由③
5	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	不開示理由①
6	【照会】FATF第4次審査スケジュール	不開示理由③
7	【照会】新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	同上
8	FATF副議長のノミネート	当該文書は、他国からFATF議長に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由②」という。）。
9	【照会】テロ資金対策強化に向けたG7の取組	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下

		「不開示理由⑬」という。)。
10	FATF担当者会議結果	当該文書は、非公開の多国間会議における、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他の国との関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由⑭」という。)。
11	【照会】FATF勧告5解釈ノート(改訂)	不開示理由③
12	【照会】新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	同上
13	【照会】資金洗浄・テロ資金供与対策に関するFATF/GAFILAT専門家会合	同上
14	他国のVTC(Voluntary Tax Compliance)プログラム	不開示理由⑤
15	【照会】RBA(Risk Based Approach)ガイダンス	不開示理由③
16	【照会】資金移動業に関するRBAガイダンス	同上
17	【照会】RBA(Risk Based Approach)ガイダンス	同上
18	【照会】FATF:国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
19	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	不開示理由①
20	【照会】FATF仮想通貨に係るガイダンス	不開示理由③
21	【照会】NPOの悪用防止に	不開示理由⑤



	関するベストプラクティス・ペーパー	古
22	関係省庁連絡会議：資料	不開示理由①
23	【照会】犯罪収益移転危険度調査書	同上
24	【照会】犯罪収益移転防止法施行令及び同施行規則、犯罪収益移転危険度調査書	同上
25	【照会】第12次フォローアップ報告書	同上
26	【照会】第12次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③
27	第12次フォローアップ報告書	不開示理由⑤
28	【照会】FATF2月会合：模様	不開示理由⑭
29	FATF6月会合：議題（ECG）	不開示理由⑤
30	FATF6月会合：議題（GNCG）	同上
31	FATF6月会合：議題（ICRG）	同上
32	FATF6月会合：議題（PDG）	同上
33	FATF6月会合：議題（Plenary）	同上
34	FATF6月会合：議題（RTMG）	同上
35	【照会】FATF6月会合：対処方針	不開示理由⑧
36	【照会】FATF6月会合：模様	不開示理由⑭
37	【照会】マレーシア相互審査報告書（key issues）	不開示理由③
38	マレーシア相互審査報告書	不開示理由⑤

3 9	【照会】FATF 6月会合参加国に対する申入れ	不開示理由①
4 0	他国大使館員との面談結果	当該文書は、他国大使館員と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑤」という。）。
4 1	【照会】FATF 官邸説明資料	不開示理由①
4 2	【照会】FATF 6月会合における発言要領	同上
4 3	FATF 6月会合：結果速報	不開示理由⑭
4 4	【公電】他国大使館員との面談結果	不開示理由⑤
4 5	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
4 6	【公電】他国担当者との意見交換	不開示理由⑤
4 7	【公電】FATF 6月会合記録	不開示理由⑭
4 8	FATF 10月会合：議題（GNCG）	不開示理由⑤
4 9	FATF 10月会合：議題（ICRG）	同上
5 0	FATF 10月会合：議題（PDG）	同上
5 1	FATF 10月会合：議題（ECG）	同上
5 2	FATF 10月会合：議題（RTMG）	同上
5 3	FATF 10月会合：議題（Plenary）	同上
5 4	FATF ECGによる報告	同上
5 5	FATF 第4次相互審査に係	同上

	るイシュー	
5 6	【照会】FATF 10月会合 : 対処方針	不開示理由⑧
5 7	【照会】FATF 勧告5解釈 ノート(改訂)	不開示理由③
5 8	FATF 10月会合: 対処方 針	不開示理由⑧
5 9	FATF 勧告5解釈ノート(改 訂)	不開示理由⑤
6 0	FATF ECGによる報告	同上
6 1	FATF GNCGによる報告	同上
6 2	FATF IC RGによる報告	同上
6 3	FATF RT MGによる報告	同上
6 4	FATF PDGによる報告	同上
6 5	【照会】FATF 10月会合 : 模様	不開示理由⑭
6 6	【照会】第13次フォローア ップ報告書	不開示理由①
6 7	【公電】FATF 対日相互審 査フォローアップ	同上
6 8	【照会】FATF 10月会合 参加国に対する申入れ	同上
6 9	FATF 10月会合における 発言要領	同上
7 0	【照会】FATF 10月会合 参加国に対する申入れ	同上
7 1	FATF 10月会合: 想定問 答	同上
7 2	FATF 10月会合: 結果速 報	不開示理由⑭
7 3	FATF 官邸説明資料	不開示理由①
7 4	FATF 官邸説明結果	同上
7 5	【照会】全国銀行協会との面 談	同上
7 6	【照会】G20 テロに関する 声明案	不開示理由⑩
7 7	【照会】FATF : 国際協力	不開示理由⑯

に関する情報提供		
7 8	【照会】FATF勧告5解釈 ノート(改訂)	不開示理由③
7 9	【照会】コスタリカ相互審査 報告書	同上
8 0	【照会】キューバ相互審査報 告書	同上
8 1	【照会】FATF12月臨時 会合	同上
8 2	【照会】FATF担当者会議 : 対処方針	不開示理由⑧
8 3	FATF12月臨時会合 : 対 処方針	同上
8 4	【照会】テロ資金供与に關す る質問票	不開示理由③
8 5	【照会】FATF12月臨時 会合 : 模様	不開示理由⑭
8 6	テロ資金対策に係るFATF 調査フォローアップ	不開示理由⑤
8 7	FATFプレスリリースドラ フト	当該文書は、FATF加盟国及びF ATF事務局において検討段階の文 書であり、これを公にすることによ り、他国又は国際機関との信頼關係 が損なわれるおそれや交渉上不利益 を被るおそれがあるため、法5条3 号に該当し、不開示とした。(以下 「不開示理由⑯」という。)。
8 8	FATF議長提案	不開示理由⑤
8 9	テロ資金供与に關する質問票	同上
9 0	FATF12月臨時会合 : 議 長サマリー	同上
9 1	テロ資金供与対策に係るフレ ームワークに關する提案	当該文書は、詳細な議事について公 表されていないFATF会合での議 論のために他国が作成した文書であ り、これを公にすることにより、国 際枠組みにおけるテロ資金対策等の 動向や他国の関心事項が明らかとな

		り、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑦」という。）。
9 2	【照会】実質的所有者の透明性に関する調査	不開示理由③
9 3	【照会】新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	同上
9 4	FATF 12月臨時会合：議長サマリー	不開示理由⑤
9 5	【照会】テロ資金供与に関する質問票	不開示理由①
9 6	【照会】MONEYVAL（欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合）：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
9 7	【公電】他国テロ対策担当官との面談	当該文書は、他国担当官と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑧」という。）。
9 8	【照会】FATF等：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
9 9	【照会】FATF 2月会合：対処方針	不開示理由⑧
1 0 0	【照会】FATF 2月会合：模様	不開示理由⑯
1 0 1	FATF プレスリリースドラフト	不開示理由⑯
1 0 2	FATF-CIFG コミュニケ案	同上
1 0 3	FATF 中間レビュー（2012-2020）	不開示理由⑤

104	FATF ECGによる報告	同上
105	他国に対するFATFステートメント	不開示理由⑬
106	テロ資金対策に関するFATF戦略	不開示理由⑤
107	テロ資金対策に関するFATF戦略(改訂)	同上
108	FATFプレナリー会合結果	同上
109	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
110	【照会】テロ資金対策に関する他国からの照会	不開示理由⑯
111	北朝鮮に対する安保理決議案	当該文書は、北朝鮮に対する安保理決議案及び我が国の対応に関するものであり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討段階の未成熟な情報が明らかになることで、省庁間の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由⑯」という。)。
112	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	不開示理由⑬
113	FATF関係省庁連絡会議:資料	不開示理由①
114	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	同上
115	同上	同上
116	同上	同上
117	同上	同上
118	同上	同上

別表4

番号	文書名	不開示理由
1	平成29年度概算要求額について（FATF分担金）、平成29年度APG分担金関係省庁要求額内訳（案）	不開示理由②①
2	【照会】平成29年度 分担金・拠出金概算要求	同上
3	【照会】国際機関への拠出金・出資金等に関する報告書	同上
4	【照会】2017年OECD分担金請求書	同上
5	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由③③
6	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
7	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	不開示理由③③
8	【照会】関係省庁連絡会議：発言要領・資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
9	【照会】G7における優先事項	不開示理由③③
10	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	同上
11	【照会】FATF等：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
12	同上	同上
13	同上	同上
14	【公電】FATF2月会合（勧告5に関する他国コメント）	不開示理由⑩⑧
15	【照会】第4次相互審査における審査員	不開示理由③

16	【照会】他国大使館からの面会要請	当該文書は、他国からの面会要請に関する文書及びその関連資料であり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑩」という）。
17	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	不開示理由①
18	【照会】O E C D ビジネス・金融アウトロック 2 0 1 6	当該文書は、「For Official Use」と明記されたO E C D事務局作成の文書について、各省庁において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑪」という。）。
19	【照会】情報交換に関するベストプラクティスペーパー	不開示理由③
20	【照会】テロ資金供与に関する質問票：結果報告書	同上
21	【照会】5年目フォローアップ審査	同上
22	【照会】I S I Lへの資金供与に関する調査	同上
23	【照会】実質的所有者に関するG 2 0へのF A T F 報告	当該文書は、F A T F加盟国及びF A T F事務局において検討段階の文

		書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由②」という。）。
24	【照会】FATF中間レビュー（2012-2020）	不開示理由③
25	【照会】情報公開請求に関する他省庁からの照会	不開示理由④
26	【照会】実質的所有者に関する質問票	不開示理由①
27	【照会】FATF勧告5に関するガイダンス	不開示理由③
28	【照会】FATF6月会合：対処方針	不開示理由⑧
29	透明性及び実質的所有者に関する提案	不開示理由⑤
30	FATF勧告5に関するガイダンス	同上
31	テロ資金供与の犯罪化	同上
32	【照会】FATF6月会合：模様	不開示理由⑭
33	FATF官邸説明資料	不開示理由①
34	【照会】全国銀行協会との面談	同上
35	【照会】FATF重要勧告への対応表	同上
36	【照会】第3次対日相互審査における指摘への対応	同上
37	【照会】第14次フォローアップ報告書に対するFATF	不開示理由③

事務局ノート		
3 8	【照会】FATF勧告5に関するガイダンス	同上
3.9	【照会】テロ資金供与の犯罪化	同上
4 0	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	不開示理由①
4 1	【照会】FATF10月会合：対処方針	不開示理由⑧
4 2	FATF官邸説明資料	不開示理由①
4 3	FATF10月会合：結果速報	不開示理由⑨
4 4	FATF専門家会議	当該文書は、非公開の専門家会議における、他国担当者の発言内容を含む協議内容が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑩」という。）。
4 5	FATF10月会合：議題（Plenary）	不開示理由⑤
4 6	FATF10月会合：議題（PDG）	同上
4 7	FATF10月会合：議題（ECG）	同上
4 8	FATF勧告メソドロジーの改定	同上
4 9	FATF勧告5に関するガイダンス	同上
5 0	テロ資金供与の犯罪化	同上
5 1	【照会】FATF10月会合：模様	不開示理由⑪

5 2	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
5 3	FATF 10月会合サマリー	不開示理由⑤
5 4	【照会】FATF 2月会合：対処方針	不開示理由⑧
5 5	FATF 2月会合：議題（E CG）	不開示理由⑤
5 6	スウェーデン相互審査報告書	同上
5 7	スウェーデン相互審査（Key issues）	同上
5 8	スウェーデン相互審査（Summary of reviewer comments and assessment team responses）	同上
5 9	5年目フォローアップ審査	同上
6 0	FATF第4次相互審査における審査員	同上
6 1	国際協力に関する情報提供テンプレート	同上
6 2	FATF勧告メソドロジー改訂	同上
6 3	FATF予算報告	同上
6 4	FATF／FSRB共同審査報告書について	同上
6 5	審査員選定に関するガイドライン	同上
6 6	FATF及びOECDグローバル・フォーラムの相互審査プロセスについて	同上
6 7	FATF第4次相互審査概要	同上
6 8	FATFユニバーサル・プロセス	同上
6 9	FATF第4次相互審査に係るトレーニング	同上
7 0	相互審査の質及び一貫性レビ	同上

	ユ一	二
7 1	有効性審査の手法	同上
7 2	非営利団体へのFATF勧告実施について	同上
7 3	FATF勧告メソドロジー改訂	同上
7 4	TREINによる報告	同上
7 5	テロ資金供与対策に係る行動計画の進捗	同上
7 6	ISILへの資金供与	同上
7 7	テロ資金対策に係る調査	同上
7 8	FATF中間レビュー(2012-2020)	同上
7 9	透明性及び実質的所有権	同上
8 0	FATFワークプラン	同上
8 1	FATF TREIN運営委員会	同上
8 2	他国相互審査フォローアップ	同上
8 3	GNCGによる報告	同上
8 4	ECGによる報告	同上
8 5	ICRGによる報告	同上
8 6	【照会】FATF2月会合：模様	不開示理由⑭
8 7	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
8 8	【照会】金融インテリジェンス共有プログラムに関するイベント	当該文書は、他国主催のプログラムに関する文書であり、これを公にすることにより、他の国との関心事項が明らかとなり、他の国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑭」という。）。
8 9	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	不開示理由①
9 0	FATF課長級会合：資料	同上
9 1	FATF関係省庁連絡会議：資料(第406号及び第60	同上

	7号で開示決定された部分を 除く。)	
--	-----------------------	--

別表5

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】平成28年度行政事業レビュー	不開示理由②①
2	同上	同上
3	【照会】潜在的なプロジェクトに関するコンセプトノート	不開示理由③
4	【照会】FATF他国相互審査（Key issues）	同上
5	【照会】FATF6月会合：対処方針	不開示理由⑧
6	FATF関係省庁実務者会議：資料・結果（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
7	【照会】FATF等：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
8	FATF関係省庁連絡会議：資料・結果（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
9	【照会】TC（技術的遵守状況）自己審査書	同上
10	同上	同上

別表6（諮問庁が開示する部分）

(注) 表中の文字数の数え方については、句読点、記号及び括弧も1文字と数える。

表	番号	通番	開示する部分
別表 1	1	1	1枚目表2行目ないし6行目
	2	2	4行目1文字目ないし14文字目、5行目ないし7行目、25行目ないし27行目及び32行目
	7	3	2枚目表左側の2行目ないし7行目
	9	4	2枚目表左側の2行目ないし7行目
	11	5	3枚目上から1行目、3行目ないし6行目、20行目、21行目及び25行目
	33	6	1枚目表2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行目、1枚目裏1行目ないし3行目、13行目及び14行目、8枚目表4行目及び5行目、10枚目裏下から9行目及び10行目並びに11枚目裏8行目及び9行目
	37	7	1枚目表左側2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行目、1枚目表右側1行目ないし3行目、4枚目表左側20行目及び21行目、7枚目表右側12行目及び13行目、9枚目表左側下から4行目及び5行目並びに9枚目裏左側17行目及び18行目
	38	8	1枚目表2行目ないし8行目、8枚目（上部の手書き部分を除く。）ないし10枚目、13枚目及び19枚目表
	43	9	2枚目表3行目1文字目ないし29文字目及び4行目ないし8行目並びに2枚目裏7行目及び8行目
	44	10	6枚目表及び裏並びに8枚目表ないし12枚目表
	60	11	6枚目表及び裏
	66	12	1枚目表11行目5文字目ないし28文字目及び24行目2文字目ないし29文字目
	73	13	1枚目表2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行目、1枚目裏1行目ないし3行目、13行目及び14行目、7枚目裏下から6行目及び7行目、8枚目表下から8行目及び9行目並びに9枚目表9行目及び10行目
	75	14	15枚目表ないし17枚目表
	76	15	89枚目表、97枚目表及び118枚目表下から1行目6文字目ないし14文字目

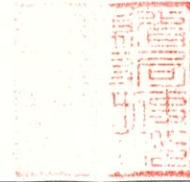
	9 9	1 6	4 5枚目表の1 6行目ないし4 6枚目表最終行目
	1 1 5	1 7	3枚目表左側2行目ないし1 5行目1 7文字目、1 6行目1文字目ないし8文字目及び1 7行目ないし最終行目、3枚目表右側1行目ないし3行目、4枚目表左側1行目及び2行目、4枚目裏左側1行目、2行目、1 3行目及び1 4行目、4枚目裏右側8行目及び9行目、5枚目表下から8行目及び9行目、1 3枚目表左側2行目ないし1 5行目1 7文字目、1 6行目1文字目ないし8文字目及び1 7行目ないし最終行目、1 3枚目表右側1行目ないし3行目、1 4枚目表左側2行目及び3行目、1 4枚目裏右側1 4行目及び1 5行目、1 5枚目裏左側下から4行目及び5行目、1 8枚目裏左側下から4行目及び5行目並びに1 9枚目裏左側1 3行目及び1 4行目
	1 3 3	1 8	3枚目表2行目ないし1 5行目1 2文字目、1 6行目1文字目ないし8文字目及び1 7行目ないし最終行目、3枚目裏1行目ないし3行目、5枚目表1 3行目、1 4行目、3 2行目及び最終行目、1 2枚目表下から8行目及び9行目、1 2枚目裏3行目及び4行目並びに1 4枚目裏1行目及び2行目
	1 3 4	1 9	2枚目表左側2行目ないし1 5行目1 2文字目、1 6行目1文字目ないし8文字目及び1 7行目ないし最終行目、2枚目表右側1行目ないし3行目、3枚目表左側1 3行目及び1 4行目、3枚目裏左側下から2行目及び3行目、7枚目表左側下から8行目及び9行目、8枚目表左側下から1 5行目及び1 6行目、9枚目表左側下から5行目及び6行目、1 4枚目表2行目ないし1 5行目1 2文字目、1 6行目1文字目ないし8文字目及び1 7行目ないし最終行目、1 4枚目裏1行目ないし3行目、1 6枚目表1 2行目及び1 3行目、1 7枚目表下から3行目及び4行目、2 4枚目表下から1 1行目及び1 2行目、2 6枚目表下から1 8行目及び1 9行目並びに2 8枚目表下から9行目及び1 0行目
別表 2	3	2 0	5枚目表ないし1 5枚目裏
	7	2 1	6枚目裏ないし1 1枚目裏
	9	2 2	3枚目表
	1 2	2 3	7枚目表及び裏
	1 7	2 4	4 6枚目表ないし8 6枚目裏



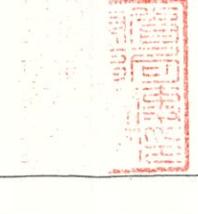
	33	25	2枚目表のうち、各会議名称欄（英文）の記載内容部分を除く全て、3枚目表2行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目、3枚目裏1行目ないし3行目、5枚目表15行目及び16行目、8枚目表7行目及び8行目、13枚目裏17行目及び18行目、15枚目表下から9行目及び10行目、17枚目表下から17行目及び18行目、30枚目表左側2行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目、30枚目表右側1行目ないし3行目、31枚目表左側15行目及び16行目、32枚目裏左側7行目及び8行目、35枚目表右側下から17行目及び18行目、36枚目表左側下から9行目及び10行目並びに37枚目表左側下から17行目及び18行目
34	26		9枚目表、17枚目表、23枚目表及び28枚目表
35	27		5枚目表、6枚目表及び8枚目表
36	28		10枚目表
37	29		6枚目表ないし8枚目表
44	30		8枚目表3行目1文字目ないし29文字目、4行目ないし8行目並びに8枚目裏下から6行目及び7行目
47	31		3枚目表ないし26枚目裏
49	32		5枚目裏ないし9枚目表
68	33		2枚目表左側2行目ないし15行目16文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、2枚目表右側1行目ないし3行目、3枚目表右側下から7行目及び8行目、4枚目裏右側8行目及び9行目、6枚目裏右側下から16行目及び17行目、7枚目裏右側16行目及び17行目、9枚目表左側18行目及び19行目、16枚目表2行目ないし15行目16文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、16枚目裏1行目ないし3行目、18枚目裏下から7行目及び8行目、21枚目裏8行目及び9行目、25枚目裏下から12行目及び13行目、27枚目裏下から16行目及び17行目並びに30枚目表下から11行目及び12行目
別表 3	24	34	100枚目表ないし120枚目裏のうち、104枚目表ないし120枚目裏の加筆修正部分を除く全て

28	35	4枚目表2行目ないし15行目12文字目及び17行目ないし最終行目、4枚目裏1行目ないし3行目、6枚目表3行目及び4行目、15枚目表11行目及び12行目、20枚目裏1行目及び2行目、23枚目裏下から17行目及び18行目、26枚目表下から7行目及び8行目、38枚目表2行目ないし15行目12文字目及び17行目ないし最終行目、38枚目裏1行目ないし3行目、40枚目表10行目及び11行目、50枚目表16行目及び17行目、55枚目表下から6行目及び7行目、58枚目裏下から13行目及び14行目並びに61枚目裏14行目及び15行目
36	36	7枚目表2行目ないし16行目12文字目、17行目、18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目、7枚目裏1行目ないし3行目、9枚目表下から3行目及び4行目、14枚目表13行目及び14行目、20枚目表2行目及び3行目、21枚目裏下から6行目及び7行目、24枚目表下から5行目及び6行目、33枚目表2行目ないし16行目12文字目、17行目、18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目、33枚目裏1行目ないし3行目、35枚目表下から3行目及び4行目、40枚目表14行目及び15行目、46枚目表15行目及び16行目、48枚目表5行目及び6行目、50枚目裏8行目及び9行目、60枚目表2行目ないし16行目12文字目、17行目、18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目、60枚目裏1行目ないし3行目、62枚目表下から3行目及び4行目、67枚目表14行目及び15行目、73枚目表13行目及び14行目、75枚目表3行目及び4行目並びに77枚目裏6行目及び7行目
41	37	5枚目表、12枚目表及び16枚目表
47	38	3枚目表2行目ないし16行目12文字目、17行目、18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目、3枚目裏1行目ないし3行目、5枚目表下から3行目及び4行目、10枚目表14行目及び15行目、16枚目表13行目及び14行目、18枚目表3行目及び4行目並びに20枚目裏6行目及び7行目
65	39	4枚目表2行目ないし最終行目、4枚目裏1行目ないし

		14行目12文字目及び15行目ないし最終行目、5枚目表1行目ないし3行目、6枚目裏10行目及び11行目、9枚目裏15行目及び16行目、17枚目表下から12行目及び13行目、21枚目表12行目及び13行目、24枚目表下から9行目及び10行目、35枚目表2行目ないし最終行目、35枚目裏1行目ないし14行目12文字目及び15行目ないし最終行目、36枚目表1行目ないし3行目、37枚目裏10行目及び11行目、40枚目裏15行目及び16行目、48枚目表下から9行目及び10行目、52枚目表15行目及び16行目、55枚目表下から5行目及び6行目、67枚目表2行目ないし最終行目、67枚目裏1行目ないし14行目12文字目及び15行目ないし最終行目、68枚目表1行目ないし3行目、69枚目裏10行目及び11行目、72枚目裏15行目及び16行目、80枚目表下から9行目及び10行目、84枚目表15行目及び16行目並びに87枚目表下から6行目及び7行目
68	40	4枚目表及び9枚目表
71	41	16枚目表のうち、15行目及び16行目を除く全て
73	42	6枚目表及び9枚目表
74	43	3枚目表
75	44	7枚目表
85	45	5枚目表2行目ないし最終行目、5枚目裏、6枚目表1行目ないし3行目、10枚目表下から12行目及び13行目、15枚目表2行目ないし最終行目、15枚目裏、16枚目表1行目ないし3行目、20枚目表下から11行目及び12行目、25枚目表2行目ないし最終行目、25枚目裏、26枚目表1行目ないし3行目並びに30枚目表下から11行目及び12行目
100	46	3枚目表2行目ないし最終行目、3枚目裏1行目ないし13行目10文字目、14行目1文字目ないし7文字目及び15行目ないし最終行目、4枚目表1行目ないし3行目、4枚目裏10行目及び11行目、5枚目裏下から4行目及び5行目、6枚目裏19行目及び20行目、7枚目裏14行目及び15行目、8枚目裏1行目及び2行目、13枚目表2行目ないし11行目及び13行目、13枚目裏1行目ないし13行目10文字目、14行目1



		<p>文字目ないし 7 文字目及び 15 行目ないし 最終行目、 14 枚目表 1 行目ないし 3 行目、 15 枚目裏 4 行目及び 5 行目、 18 枚目表 9 行目及び 10 行目、 23 枚目裏 9 行目及び 10 行目、 26 枚目裏下から 1 行目及び 2 行目、 30 枚目裏 20 行目及び 21 行目、 42 枚目表 2 行目ないし 8 行目、 9 行目 1 文字目ないし 31 文字目、 10 行目 1 文字目ないし 30 文字目、 11 行目 1 文字目ないし 39 文字目及び 13 行目 1 文字目ないし 38 文字目、 42 枚目裏 1 行目ないし 13 行目 10 文字目、 14 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 15 行目ないし 最終行目、 43 枚目表 1 行目ないし 3 行目、 44 枚目裏 4 行目及び 5 行目、 46 枚目裏下から 9 行目及び 10 行目、 52 枚目表下から 6 行目及び 7 行目、 55 枚目裏 15 行目及び 1 行目並びに 59 枚目表下から 1 行目及び 2 行目</p>
別表 4	3 32	47 48 <p>2 枚目表及び 18 枚目表 2 枚目表、 3 枚目表及び 4 枚目表の各会議名称欄（英文）の記載内容部分を除く全て、 5 枚目表左側 2 行目ないし 最終行目、 5 枚目表右側 1 行目ないし 16 行目 10 文字目、 17 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 18 行目ないし 最終行目、 5 枚目裏左側 1 行目ないし 3 行目、 5 枚目裏右側 11 行目及び 12 行目、 6 枚目表右側 1 行目ないし 3 行目、 6 枚目裏右側 1 行目及び 2 行目、 8 枚目表左側下から 8 行目及び 9 行目、 8 枚目裏右側 10 行目及び 11 行目、 12 枚目表左側 2 行目ないし 最終行目、 12 枚目表右側 1 行目ないし 16 行目 10 文字目、 17 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 18 行目ないし 最終行目、 12 枚目裏左側 1 行目ないし 3 行目、 13 枚目表左側下から 7 行目及び 8 行目、 15 枚目表右側 4 行目及び 5 行目、 16 枚目裏右側 1 行目及び 2 行目、 19 枚目裏右側 1 行目及び 2 行目、 20 枚目裏右側下から 6 行目及び 7 行目、 25 枚目表左側 2 行目ないし 最終行目、 25 枚目表右側 1 行目ないし 16 行目 10 文字目、 17 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 18 行目ないし 最終行目、 25 枚目裏左側 1 行目ないし 3 行目、 26 枚目表左側下から 10 行目及び 11 行目、 28 枚目表右側 6 行目及び 7 行目、 29 枚目裏右側 6 行目及び 7 行目、 32 枚目裏右側 9 行目及び 10 行目並びに 34 枚目表左側 1 行目及び</p>

		2行目		
4 3	4 9	3枚目表ないし8枚目表		
4 4	5 0	3枚目裏		
5 1	5 1	2枚目表左側2行目ないし最終行目、2枚目表右側1行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、2枚目裏左側1行目ないし3行目、30行目及び31行目、3枚目裏左側下から12行目及び13行目、4枚目裏右側16行目及び17行目、5枚目表右側下から13行目及び14行目、5枚目裏右側下から6行目及び7行目、8枚目表左側2行目ないし最終行目、8枚目表右側1行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、8枚目裏左側1行目ないし3行目及び30行目及び31行目、11枚目裏右側下から7行目及び8行目、13枚目裏右側下から1行目及び2行目、15枚目裏右側22行目及び23行目、17枚目表左側19行目及び20行目、25枚目表2行目ないし最終行目、25枚目裏1行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、26枚目表1行目ないし3行目、30行目及び31行目、33枚目表12行目及び13行目、37枚目表5行目及び6行目、40枚目裏下から9行目及び10行目並びに43枚目裏1行目及び2行目		
8 6	5 2	2枚目表左側2行目ないし最終行目、2枚目表右側1行目ないし14行目10文字目、15行目ないし最終行目、2枚目裏左側1行目ないし3行目、2枚目裏右側下から4行目及び5行目、4枚目裏左側5行目及び6行目、5枚目表右側3行目及び4行目、5枚目裏左側4行目及び5行目、6枚目表左側8行目及び9行目、11枚目表左側2行目ないし最終行目、11枚目表右側1行目ないし14行目10文字目、15行目ないし最終行目、11枚目裏左側1行目ないし3行目、12枚目表右側13行目及び14行目、15枚目表左側10行目及び11行目、16枚目裏右側4行目及び5行目、17枚目裏右側15行目及び16行目並びに19枚目表右側下から13行目及び14行目		
別表	2	5 3	2枚目表の記載内容部分のうち、表中の下から1欄目及	



5		び2欄目の記載内容部分を除く全て及び2枚目裏の記載 内容部分のうち、表の下から1欄目の記載内容部分を除 く全て
---	--	---



この写しは、原本と相違ないことを証明する。  
令和4年5月19日

法務省刑事局国際刑事管理官 隣

良 行

